

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和2年9月8日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

11番 池辺己実夫君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 守屋常雄君

18番 諸橋太一郎君

19番 市川圭一君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
庶務議事課主査	宮田	修君

令和2年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和2年9月8日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分開議

○議長(石原幸雄君) 再開いたします。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(石原幸雄君) まず初めに、16番黒木のぶ子君。

[16番黒木のぶ子君登壇]

○16番(黒木のぶ子君) 改めまして、おはようございます。会派は市民クラブ、また地域政党であります茨城県民フォーラムに所属もしております黒木のぶ子です。どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に、新型コロナウイルス拡大防止の取組について質問いたします。

この新型コロナウイルス感染症は、夏場には収束するとの見方でしたが、これに反しまして7月、8月の国内発症数は第2波とも呼ばれ、大変多い発症数でありました。9月に入ってから減少が続いておりますが、このまま収束していくことは考えられません。また、ウイズコロナの観点からも危惧されますことは、これからの季節、毎年ではありますが、多くの方がインフルエンザに感染されます。その際、病院やクリニックに行くことで新型コロナウイルスに感染することが心配で、インフルエンザにかかっても、高齢者の方々は他の病気になったとしても、

また慢性疾患のある方も、受診や通院を控えるとの声も多くあります。それは、そうですね。テレビ等で日々報道されております新型コロナウイルスに感染することによって、高齢者は重篤になりやすいとのことですから、感染しやすいところへは行きたがらない。また、行かないように注意をするとの声でもあります。

このようなことから、高齢者も含め、誰もが安心して受診し、治療を受けることができるように、市内の病院やクリニックに対し、新型コロナウイルスと既にワクチンや治療薬がありますインフルエンザのような一般的病気の診療等を明確に区分するために、このクリニックや病院を、時差診療や新型コロナ指定医院などの医療体制を確保する必要があるのではないかと考えます。その際、医師会などへの働きかけについては、執行部はどのような御所見なのかお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、厚生労働省や日本医師会から感染症拡大防止の留意点など、多くの通知が関係機関に発出され、鋭意対策が取られております。また、医療機関では国立感染症研究所作成の新型コロナウイルス感染症に対する感染管理に基づき医療が行われております。具体的には、事前連絡による医療機関受診を周知するなど、可能な限り分離分担や時間差による診療を行っております。

また、県は検査体制の拡充に向けて、PCR検査を現在の1日500件対応を1,100件対応可能となるよう、地域外来・検査センターの設置に向けて、県医師会、郡市医師会等に働きかけています。8月5日時点では県内7か所に設置しておりますが、15か所に拡大する予定です。

牛久医師会においても竜ヶ崎保健所の指導の下、実施方法等詳細を計画中であり、市においても医師会及び竜ヶ崎保健所と連携を図り、早急な実施に向けて会議、打合せを重ねているところです。

特に、議員御指摘のとおり、インフルエンザ罹患に伴う症状と新型コロナウイルス感染症による症状は、発熱や倦怠感など共通した症状もあることから、市内医療機関では診療に細心の注意が求められることとなります。そのため、現在継続中の地域外来・検査センター設置に向けた医師会等との打合せにおいても、一般外来と地域外来・検査センターの診療区分において、感染予防対策を講じた医療体制構築に向けて支援したいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま市長から御答弁がありましたけれども、分離医療施設ということで7か所から15か所という御答弁がありましたけれども、8月24日に厚生労働省から各県に対しまして、検査協力医療機関をやっと指定して、そして数日前から医療機関を

指定すると言っていますけれども、医療機関におきましても動線の問題とか、あるいはインフルエンザかどっちか分からないときに医者への対応をするということになると、電話対応だけで医療に携わる医師とか、例えば看護師がそれに時間が取られてしまうのではないかと危惧されるということがあるのですけれども、県の7か所から15か所増設したということで、十分に先ほども申しましたように、ウイズコロナということでの対応は、牛久市は十分に果たせるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 先ほど市長答弁にもありましたように、9月1日現在では検査センター9か所というところになっている現状であります。今後15か所に増やしていくというところで、県では計画を立てております。

今後、インフルエンザあるいはコロナの症状と両方の医療機関では対応というところで、今後の感染者、そしてインフルエンザの罹患者の状況がなかなか読めないところでもありますけれども、県は15か所に対応していける予定で現在進めている状況です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま次長から御答弁がありましたけれども、一番県南というのはほとんどの人たちが東京、一番感染者の多い東京圏に通勤されている方たちも多い中で、そんなに感染者がいなかったということでは、十分に執行部の方法論、あるいは県の広報ということで、国はこの間やっとなインフルエンザと新型コロナウイルスの分離というガイドラインを示したというような形ですけれども、今後ともその辺に留意しながら、ぜひ感染者数を抑止していただければと思うところであります。

次に、新型コロナ拡大防止の取組の2つ目といたしまして、無症状感染者によります地域内での感染拡大の防止策をお聞きいたします。

無症状感染者には2つのパターンがあるかと思えます。一つは、PCR検査結果、陽性の判定でも自覚症状がない人、また感染はしているのに、新型コロナ感染の症状がないためにPCR検査などしていないため、同じ無症状感染者ということになるかと思えます。PCR検査をしていない人が感染の伝播をしていくと考えられるところであります。PCR検査をしていれば、保健所等の指導により、感染拡大の対策といたしまして、入院やホテル等の隔離がなされるわけですが、そのような措置がされていない、検査をしていない感染者、そういうことが拡大の要因になっていくのではないかと認識しております。テレビ等と言われておりますが、昨今、市中感染と言われます感染の経路不明者が増加しているのも、この一つではないかと考察いたします。無症状新型コロナウイルス感染者をどのような方法で早期に見つけ、管理支援体制を整えるか、これは大変難題でありますし、私見ではありますけれども、全国民にPCR検

査をするというのが一番いいとは私は思っておりますが、なかなか国のほうもそのような動きはございませんので、PCR検査をしない感染者を市としてどのように見つけて、そしてその管理態勢を整えるか、これが一番大事な要点になっていくかと思えます。市の御所見をお聞きいたします。また、市内の感染経路不明者の人数も併せお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えいたします。

無症状感染者の検査対象につきましては、濃厚接触者として特定されること、また感染者通報アプリにより、感染者と接触した通知があること、クラスター発生施設の利用者であることとなっております。検査対象者には、県がPCR検査を行い、結果が陽性になると、無症状感染者として健康観察、外出制限、感染拡大予防の保健指導を行い、症状出現時には入院治療が行える体制となっております。

しかし、検査対象以外の無症状感染者は、周囲に感染させてしまう可能性がございます。このような無症状感染者の感染拡大防止対策は、全ての人が、自分が感染するかもしれないという自覚を持ち、日常生活における各個人の感染予防対策の基本である手洗い、マスク着用、消毒、3密を避ける、いわゆる新しい生活様式に沿った生活が必要となります。

このため、市では感染症予防ガイドブックを作成いたしまして、市内に全戸配布し、感染拡大防止の具体的な方法について周知をしたところでございます。

県におきましても、クラスター発生施設の利用者には、症状の有無にかかわらず、速やかなPCR検査の実施に努め、検査体制の拡充を図っているところであります。

さらに、県ではいばらきアマビエちゃん登録システムを導入し、感染予防対策を行っている店舗など事業者の周知と、感染者が発生した店舗を利用した方に速やかに通知を行っております。登録につきましては、現在県条例策定に向けた動きとなっております。

また、昨日9月7日現在、牛久市内で新型コロナ感染症陽性者は17人となっております、その内訳として濃厚接触者が7名、残りの10人が感染経路不明者となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁ありました市内全戸に配布されました感染症予防ガイドブックですね。これ、字も大変大きく分かりやすいと好評をいただいております。特に情報の不足がちの高齢者が喜んでいるという状況にあります。

国の新型コロナ対策に対しましては、本当に今まで迷走に迷走を繰り返してはいたけれども、安倍総理の辞任の挨拶の中で、コロナ対策について簡易キットで1日20万件の抗原検査を実施するとのことでした。また、茨城県でも地域の感染状況を踏まえ、濃厚接触者に限らず、ただ

いま次長からも御答弁がありましたように幅広く実施をすると、知事も広報紙ひばりで発言しております。この辺に關しまして、期待したいなと思っております。

この感染力の強い新型コロナウイルスの撲滅は不可能といたしましても、封じ込めることは、やはりPCR検査をより多くの市民に実施し、症状に適合した療養の在り方を考えることで、医療現場の崩壊にもつながりませんし、感染拡大の防止にもつながっていくのではないかと考えております。

続きまして、新型コロナ拡大防止の取組といたしまして、PCR検査で陽性であるのに、入院先が見つからず、自宅で待機をしているうちに家族が感染してしまうことや、重症化してしまうことの実例が幾つか報道されておりましたが、牛久市の自宅待機の状況があれば、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えいたします。茨城県の新型コロナウイルス感染症の陽性者の療養状況は、昨日9月7日現在、入院中が41人、自宅療養が10人、宿泊施設での療養が10人となっております。自宅療養者は、医師が現状では入院の必要性がないと判断した方、入院先を調整中の方となります。病床稼働率は21.9%となっており、入院先が見つからない理由で自宅待機となっている方はございません。

県は、感染症法に基づきまして、自宅療養者及び宿泊施設療養者に対して、電話による毎日の健康観察と日常生活の過ごし方の注意点等、感染拡大予防について個別指導を実施しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 自宅での療養、それで家族がクラスターになるということなどは、しっかりと管理体制を整えながら日々連絡を取り合っているということなので、今後につきましても、その自宅の待機中に何らかの感染をしないような、そのような措置をぜひ牛久市では取っていただければと思います。

それと、新型コロナウイルス感染者やその家族、またコロナ感染の危機にさらされながら治療している医療従事者に対し、コロナ中傷や人権侵害、誹謗中傷、差別的取扱い、自粛警察の嫌がらせが発生しているとのことですが、差別や中傷を禁じるために各地で条例制定などもされておりますが、牛久市におきましては、この条例に対する必要性について、どのように考えているか、ぜひお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 新型コロナウイルスの感染者やその家族らに対する中傷や差別を防ぐ条例を独自に制定する動きが出ており、茨城県では感染対策システムへの登録を義

務づける条例案に差別的な対応の禁止を盛り込んでおります。また、栃木県那須塩原市では人権保護条例を制定しております。牛久市においては条例の制定の予定はございませんが、県の条例の動きを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） そうしますと、県の条例を遵守しながら、牛久市では条例というか、本来ならば牛久市は牛久市に合ったような条例が必要ではないかと考えるところでありますが、今後の課題ということで、ぜひこの辺につきましては、調査研究ということでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ケアハウスの現状と必要性についての質問をいたします。

一昔前、一般的には親の時代と言っているのかどうかなのですが、老後は結婚した子供と同居し、子や孫に囲まれて安泰に暮らし、悠々自適な老後を送ることができましたが、今はどうでしょうか。ほとんどの子供たちは結婚しないというような家庭が多く見られますし、また結婚しても離婚をするというような状況でもあります。

多くの牛久市の市民たちは、本当にそのような幸せな老後を送れる人は何%というふうに私どもは皆さんのお話を聞きながら感じているところでございます。

年を取って足腰が弱ってくれば、例えば経済にゆとりがあれば、有料老人ホームやシニアマンションなどを利用し、子供に迷惑をかけたくないと言いますが、現実にはどうでしょうか。ほとんどの人はとても無理だというような声が多く寄せられます。例えばひたち野うしくのシニアマンションの価格は3,000万円から4,000万円ということで、毎月の価格は25万円ということなので、ほとんどのサラリーマンという人たちはなかなかそのような有料老人ホームやシニアマンションに入居するということは、大変難しいと考えているところでございます。

そうこうしているうちに、いろいろ調べる中で、老人福祉法で定める軽費老人ホームの一種でありますケアハウスの事業内容が、大変市民が要望しております老後の居住としてぴったりであるとの認識になりました。ケアハウスとは高齢による身体機能の低下等で自立した日常生活を営むことに対して不安はあるものの、身の回りのことができる人、また環境上、経済上、今の在宅での生活が困難な人が入居できるのがケアハウスです。加えて特徴的なのは、入所条件として所得制限がないことや、常時介護が必要になったときでも介護が受けられるということです。ですから、特別養護老人ホームに入所できない介護1、2、あるいは要支援も含めた形で幅広い方たちが入居できるということなので、高齢福祉課からせんだって提出していただきました独居老人3,277人、このような人たちが、そういう施設があるなら入りたいという市民の要望をかなえるためにも、ぜひこのケアハウスの整備について、御所見を伺いたいと

思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 牛久市内のケアハウスにつきましては、社会福祉法人若竹会が運営する特別養護老人ホームさくら園の併設施設として、ケアハウス牛久さくら園が1か所あり、住まいと食事提供などの生活支援を提供しております。ケアハウスは介護保険事業所ではないため、施設の基本料金は入居する方の所得による階層区分で異なっております。その他の費用として、光熱水費や通信費、医療費、介護サービスは入居者の負担となります。

ケアハウスに入居を希望する方はおりますが、ケアハウスは日常生活が自立している方を対象とした住まいという位置づけであるため、介護度の高い方は入居していません。

県内のケアハウスは現在48施設あり、設置主体は47施設が社会福祉法人で、1施設が医療法人となっております。

ケアハウスの認可は県となりますが、現時点で市には社会福祉法人などからケアハウスの整備要望はございません。しかしながら、今後団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を目途に、高齢者は一層増加し、独り暮らし高齢者も増加すると考えております。

施設整備につきましては、現在第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定作業を進めていく中で、令和3年度から令和5年度までの計画を御審議いただく予定となっておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 御答弁いただきましたように、牛久市ではさくら園ですね。18床とお聞きしておりますが、高齢になって1人で生活する場合、様々な不安が募るわけです。何人かここ立って続けに独居の女性たちが亡くなったというような、近所でもありましたし、また親しくしている人も1人で2週間以上もこの暑いさなか、孤独死といえますか、検視もできない状態に腐敗していたというような状況もあります。

ケアハウスですと、スタッフが24時間常駐し見守っていただけることになるわけですから、そしてまた県に問い合わせましたら、ケアハウスというのは情報がないからかどうか分からないけれども、ここしばらく茨城県下の中で全然ケアハウスの要望がないと。もし要望があるならば検討するというようなことも申されておりましたので、ぜひその辺に対しまして、再度前向きに検討していただければと思うのですけれども、おっしゃるとおり、設置主体が都道府県や市町村、あるいは社会福祉法人なので安心があるわけですね。なけなしの資産を注ぎ込んで買ったシニアマンションも、こういう時代ですから、悪徳商法やあるいは十分なケアといえますか、管理形態も含めてですが、劣悪な状況下にあるというようなことは、新聞等でたまに目にすることもありますので、そういうことに市民をぜひ遭わせたくないということでもありま

すので、再度申し上げますけれども、市民の安心と安全を、そしてまた最終的な老後の幸せのために、ぜひ第8期高齢者保健福祉計画では、整備の方向でお願いいたしますが、なかなかかなりの予算とか、場所とか、そういうものから選定したり予算づけするというのは大変ですし、先ほど申しましたように、24時間の見守りをするということは人件費も必要ということでもありますので、そういうことも全く考慮していないわけではありませんが、これは所得に応じて支払えばいいということでもありますので、担当課におかれましては、ぜひ前向きに検討していただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で、16番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番山本伸子君。

〔5番山本伸子君登壇〕

○5番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。山本伸子でございます。今回は大きく2点、いずれもウイズコロナにおける市民の暮らしに関する質問となりますので、よろしく願いいたします。

3月から以降、新型コロナの感染が拡大し、外出自粛から緊急事態宣言、その後5月6日に宣言解除となってもしばらくは様々な社会活動が中止となりました。私の所属する市民団体でも活動ができない中、皆さんがコロナ禍で毎日をどのように過ごし、何が不安で何に困っているのかアンケートで尋ねました。緊急事態宣言中はどのように過ごしましたかという質問に、多くの方が不要不急の外出を避け、買い物の回数を減らしたり、外出時はマスクを着用し、帰宅後は手洗いやうがいを行ったとの回答でした。いろいろなことが中止となり、人と会えなくて楽しくなかったとか、人と話すことがなくなり気分が落ち込んだという人もありました。多くの方がなるべく家で過ごし、外出する際も気を使い、感染しないよう、させないよう努めている一方で、今までの活動ができることを待ち望んでいる思いがあったことも推測できます。

感染予防と経済活動の両立が世間では取り上げられておりますが、心豊かに生きていく上では、経済活動だけではなく社会活動も大切なことではないでしょうか。コロナ禍において市民の感染予防と社会活動の調和を図っていくため、この間行政が行ってきた対策やその考え方を

質問してまいります。

市民の活動の地域での拠点になっている区民会館や自治会館の利用について質問いたします。

5月末まで区民会館の利用が休止となっていました。その後の再開に向けて、会館を利用する各種団体の活動についてとしたチラシが配布されました。この内容が、市民活動課、健康づくり推進課、社会福祉協議会とその担当課ごとに再開の日にちが異なり、足並みがそろわなかったことで、市民の中には少なからず混乱があったように思われます。一番早く再開したのがたまり場活動で6月1日から、ふれあいサロン活動は6月末まで自粛、そしてうしくかっぱつ体操やシルバーリハビリ体操は7月1日より再開となりました。それぞれの担当課において、再開に向けてどのような活動基準を考慮して再開日を決定したのかお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 区民会館を利用する高齢者等の市民活動には、市民活動課のたまり場活動、社会福祉協議会のサロン活動と、健康づくり推進課の介護予防ボランティアによる地区活動があります。これらの活動は、感染拡大に伴い3月から休止を各行政区にお願いし、4月16日の緊急事態宣言後は全面的に活動休止としておりました。5月14日に茨城県を含む39都道府県で緊急事態宣言が解除され、6月8日に茨城県のコロナ対策指針「茨城版コロナNext」がステージ1となり、高齢者等リスクの高い方の外出自粛が解除となりました。

これらを受けて、市対策本部では、活動開始に当たり、感染予防対策を徹底するため、新しい生活様式に基づく施設等の貸出し時チェックリストを作成し、6月1日付で行政区長や各団体、施設管理者等に配付しました。その上で、各団体や施設の状況に応じて、手指消毒液の確保等を含め、感染予防対策を図り実施方法を検討した上で、準備ができ次第、順次活動を開始いたしました。

たまり場活動については、6月1日再開が16行政区、6月中旬再開が2行政区、7月1日再開が15行政区となり、現在も休止中で再開時期が未定の行政区が1行政区となっています。また、サロン活動と地区活動につきましては、ほとんどの団体が7月1日以降の再開となりました。一部の団体が6月中に再開しましたが、早期再開を強く希望し、準備が整えられたことによるものです。

再開に向けては、各団体への感染予防対策のアンケートを実施し、状況に合わせた対策を講じて再開日を協議し、再開初日には現地視察を行い、感染予防対策を確認しております。

議員御指摘のとおり、たまり場とサロン活動、地区活動の再開時期が、一部足並みがそろわず、市民の混乱を招いた事実はありますが、感染予防対策の準備と実施方法の検討を、地域の実情に合わせて丁寧に行ったためであります。

対策本部においては、関係各課が第2波以降に向けた対策を作成いたしました。地区活動については、関係各課で協議し、活動の中止及び再開基準、実施における感染予防、安全対策等について申し合わせ、ガイドラインを作成しております。

感染拡大の状況により国・県等の対策は日々変化していくと思われませんが、感染拡大予防対策について、市民の理解を得ながら迅速に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、地区社協の活動、日常生活支援総合事業だけちょっとお聞きしたいと思います。

地区社協における活動も3月から休止となりました。各団体やサークル活動はさることながら、牛久小地区と牛久二小地区で行われている日常生活支援総合事業、これも休止となったことで、ここに通っている高齢者の方々の健康がスタッフの中でも心配されたと聞いております。

要支援から要介護になってしまった方もいたように聞いておりますが、休止になったことによる影響、そして再開に向けてどのような準備を含め、話し合いがされたのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 牛久小学校地区で開催されている日常生活支援総合事業通所型サービスBにつきましては、コロナウイルスによる事業中止以降も、ボランティアスタッフの間で事業を再開した場合を想定した感染予防対策について定期的に話し合いを行いました。

6月8日以降、茨城県コロナ対策指針「茨城版コロナNext」がステージ1となってから、本格的な事業再開に向けての準備を開始し、7月初旬に行ったスタッフ同士のデモンストラーションでは、ホール内のレイアウトや施設入り口で非接触型体温計での検温、手指の消毒、名簿記載や血圧測定時の対応方法、体操の実施方法、施設利用後の清掃箇所、スタッフ間の送り方法等を確認しました。

これらの結果も含め、利用者の数を半分に分け、1週間に1回の参加を2週間に1回とすること。また、スタッフの数も最小限の数とすることを条件に加え、7月17日から事業を再開いたしました。休止中に要介護となった方は2名おりましたが、総合事業の休止だけが直接の原因ではなく、サービスの移行についても、包括支援センターのマネジメントにより介護保険サービスにつながっております。

今後もコロナウイルス感染の状況によっては、事業中止も念頭に置きつつ、事業を実施できる間は感染予防対策を十分に行いながら事業を継続してまいります。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 各生涯学習センターでも多様な市民活動が行われており、利用再開に当たって注意事項も示されました。この中で、飛沫飛散が懸念される発声と、人同士の接触が

懸念される活動については、改めて実施について御検討いただくとともに、実施する場合には感染拡大防止策を講じてくださいという一文がありました。それぞれの団体でこの内容に準じて活動が再開されたようですが、例えばコーラスなどのサークルは、引き続き自粛をする団体もあれば、活動を再開する団体もあり、再開に当たっては各団体の判断に任される結果となりました。注意事項を守ることを前提に、承諾書の提出をするようになっています。生涯学習センターは市の施設でもあり、管理にはある程度統一した基準が要るのではとも考えるところです。近隣自治体では、コーラスや麻雀、ダンスなど活動の内容ごとに細かく再開のガイドラインを決めているところもあると聞きます。承諾書の提出をする意味、そして再開に向けた活動基準の考え方について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長大里明子君。

○教育委員会次長兼生涯学習課長（大里明子君） 生涯学習センターでは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年3月16日から5月末日まで貸館業務を停止しておりました。6月1日から貸館を再開するに当たり、施設としてコロナウイルス対策に係る統一した基準を、利用する市民の皆様にご提示する必要があることから様々に検討をいたしました。

牛久市が示した新しい生活様式に基づく施設等の貸出し時チェックリストはもとより、国や県の指針などを参考に、山本議員からもございました利用再開に当たっての注意事項を作成いたしました。その注意事項には、基本的な対策のほか、参加人数を各部屋の定員の3分の1程度とすることや、利用終了後には使用した場所や備品の消毒を行ってから退出することなどを盛り込みました。

生涯学習センターは、多種多様な活動に利用されております。活動の内容によっては、3密などの基本的な対策以外に特に注意が必要な活動もございます。しかしながら、活動内容を熟知しておりませんと、対策を立てることが難しいことから、全国的な業界団体からそれぞれに示されたガイドラインなどを参考に、各利用者において対策を講じていただくことといたしました。もちろん、利用者から御相談があれば対策と一緒に考え、アドバイスもさせていただきます。

活動を再開するに当たっては、活動内容に適したコロナ対策を立てるとともに、対策を継続しながら活動すること、貸出し時のチェックリストなどのルールを遵守することなどに御承諾いただいた上で施設を御利用いただきたいことから、承諾書の提出を求めています。

生涯学習センターとして学びの場、活動の場を提供するという役割を果たすことから、基本的な感染対策に加え、活動の特徴を考慮した対策を講じた上で活動していただければ、活動内容によって一律に施設の使用を制限する必要はないと考えており、活動を再開するかの判断は利用者に委ねております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 高齢者の憩いの場としても利用されている総合福祉センターですが、入浴施設やカラオケが楽しめる交流の場は、コロナ禍においての再開には厳しい現状があります。しかし、機能訓練回復室でリハビリをしていた人や囲碁を楽しんでいた人から、いつになったら再開できるのかとの声も耳に聞こえてきます。活動の現状と今後どのステージになれば、中止をしている活動が再開できるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 総合福祉センター本館は、令和2年6月22日よりセンターホールと会議室のみの一部開館といたしました。利用者には受付での検温、マスク着用をお願い、3密を避けるため会議室の定員縮小など感染予防対策を講じることを利用条件としてしています。換気ができない、3密が避けられないなど感染予防対策が困難な部分、入浴室、交流の間、ビデオ映画館、囲碁将棋室、機能回復室においては使用を中止しております。

福祉センターは、高齢者や障害のある方等が利用する複合型の施設であるため、茨城県コロナ対策指針「茨城版コロナNext」において、最大限の感染予防対策が必要となる施設に該当します。現状で、高齢者及び障害者のデイサービスを実施し、共有して施設を利用しているため、一般の方の利用については制限する状況となっています。茨城県コロナ対策指針「茨城版コロナNext」におけるステージに合わせて、慎重に開館業務の見直しを図ってまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、1番目の質問の最後です。市民の不安に応えるための保健師の地区担当制について伺ってまいります。

冒頭申し上げましたアンケートで、今心配なこと、不安なことはありますかという質問をしました。回答には、コロナ患者が増えていけば病院通いも心配で気軽に行けない。感染した場合、入院治療や療養する場所が可能かどうか心配。どの情報が正しいのか分からず不安。もしかかったかなと思ったときに、保健所がすぐ対応してくれるのかしらなど、日々の生活を送る中で不安の声が多くありました。こういった市民の声を聞き、日々変化する状況においても正しい知識や情報を提供し、身近な相談に対応してくれる存在として、保健師の役割があるのではないのでしょうか。

平成25年、厚生労働省から地域における保健師の保健活動に関する指針が出されております。その中の項目に、地区担当制の推進というものがあります。担当地区を決めて保健活動を行う地区担当制は、業務担当制による制度や年齢、疾病、障害などで区切るのではなく、その地区を担当する保健師が住民の健康問題に対応することで、保健師が顔の見える身近な存在に

なるといいます。

コロナ禍において、市民には日々暮らす中での感染症対策がこれからも続くことが予想されます。そこでお伺いいたしますが、現在の市の保健師の業務体制はどのようでしょうか。また、コロナ感染予防として、新たに発生している業務の現状について、そして最後に地域を意識し、市民の視点を重視し、市民の不安に寄り添った保健活動を展開するための地区担当制についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 保健師が地域に関わり、地域の健康課題を解決する地区保健活動の重要性は認識しておりますが、現状では業務担当制で実施しております。

保健師の地区担当制の利点は、担当保健師として地区住民に相談しやすい体制を提供できること、その中で地区の状況を把握し、地区の健康課題から地区の方々と協働で健康づくりに取り組めること、この関わりの中で、地域で健康づくり活動は継続でき、健康度が向上すると考えております。

現在、地区担当制は取っておりませんが、平成26年度より小学校区を対象とした地域保健活動を実施しています。この活動は、生涯かっぱプロジェクトとして、うしく健康プラン21に基づく健康寿命延伸を目的に、地域の健康度アップを図るため、地区社協ごとの健康づくり地域支援事業として健康づくり推進課で実施しています。担当として保健師等専門職が3名程度、1地区に3年程度重点的に関わり、地域が自ら行う健康づくり活動につなげてきました。岡田小学校区、神谷小学校区で実施しております。

現状で、全地区で地区担当保健師を配置し地区保健活動を行うことは、人力的にも配置的にも困難な状況ですが、業務分担の中においても地区に関わる保健活動は継続してまいります。また、業務分担制であっても、市民からの様々な健康相談には電話や面接で対応しております。このコロナ禍においては、感染症への不安など、さらに市民の皆様の健康不安が高まっている状況ですので、コールセンターでは必ず保健師が対応できるよう配置をしています。

今後も保健師の顔が見え、身近に相談が受けやすい体制を構築してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） コロナ感染症の対応で、地域の保健所、その保健師が多忙を極めたことがメディアでも度々報じられました。保健師の役割が注目されたこともあり、今回質問させていただきました。今の状況では人力的にも配置的にも地区担当制は難しいという御答弁でしたが、体制にかかわらず、顔の見える身近な保健師という体制づくりをお願いして、次の質問に移ります。

2番目、エスカード牛久ビルの活性化の次の一歩に向けてとして質問してまいります。

6月5日のグランドオープンから3か月、緊急事態宣言も解除され、人の流れも少しずつ戻ってきたのかとも思われますが、まず2階に店舗が入居したことで、牛久市に入ってくる収入の変化を伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 牛久市と牛久都市開発株式会社との賃貸借契約につきましては、本年6月にリニューアルオープンに伴い賃料の改定を行っております。現在の牛久市の賃料収入は、月額、消費税込み319万4,315円となっております。今回の改定以前は、月額223万5,887円であったことから、95万8428円の増額となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 残り3階の牛久市所有の空床、そして4階の公共的利活用についてですが、6月11日付の茨城新聞には市長が取材に次のように答えたとなっております。4階の空きスペースについて、美術ギャラリーのほか学習室や図書室、ダンスもできるスタジオなどの活用を挙げ、「総合的な市民の憩いの場にしていきたい」、こういうふうに記載しておりました。

以前にも申し上げましたが、4階については牛久市の所有床ではなく、複数の地権者の共有床となっております。3月の予算委員会でも4階に公共施設を整備する上での方向性を質問したところ、執行部からは次のようなお答えでした。「公共的利活用は、4階を前提に検討を進めてきた。現時点において4階で決定しているというものではない。しかしながら、3階は民間活用の可能性が高いことから、公共施設を整備するに当たっては、フロアを一体として利用できる4階の可能性が高いと考える。床の交換については、4階に公共施設を整備する場合の一つの手段としてこれまでも議会で述べてきたが、4階で公共施設を整備するためには、4階の床を借りるのか、取得するのか、そのような整理が必要となる。その一つの手段として交換も含め検討を行うものである」、このような御回答でした。

しかし、さきの新聞報道では、3階の空床に店舗を誘致し、4階に公的利活用というのは決定事項のように受け取れますが、その点について確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） エスカード牛久ビルにおける公共的利活用につきましては、これまでも御説明してきたとおり、4階を前提とした検討を進めてまいりました。これは、公共的利活用を4階とすることで、エスカードホールや講座室等の既存の公共施設と総合的、一体的な利用が可能となります。既存施設と新たに整備するものとに連関性を持たせることにより、利用者である市民の皆様にとってより利便性の高い公共施設とすることで、利用の促進にもつながるものと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 平成31年3月、牛久都市開発に4億円の貸付けをするに当たり、担保の対象となる不動産鑑定を実施し、その結果、評価額は貸付額以上のものであったと昨年10月議会で答弁いただきました。そこで、情報公開請求で公開された不動産鑑定調査報告書について何点か確認したいと思います。

まず、この土地の価格の査定が、エスカード牛久ビルがある牛久町ではなく、地価の高い中央を取引事例として査定されていますが、どうしてなのでしょう。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 平成31年3月に行いました不動産鑑定につきましては、意図的に高い取引事例を採用したということでは決してございません。当該評価につきましては、再度受注事業者、鑑定を行った業者です。こちらにも確認いたしましたが、不動産鑑定士が評価を行う際によるべき基準となる不動産鑑定評価基準ののっとり業務は行われております。

今回御質問いただきました牛久市中央の地価を根拠としている点につきましては、取引事例比較法を適用する中で、牛久町地内には採用する取引事例がなかったことにより、中央の事例を用いたものでございます。また、中央と牛久町での地価の比較につきましても、不動産の価格は、その不動産がある地域や個別性で形成されるものであることから、町の違いによる価格の差というのはございません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 次に、評価の中で、評価条件として、牛久都市開発によるエスカード牛久全体の店舗の再生計画の機運が高まっていることを踏まえ、将来的には月額支払い賃料が増額改定される蓋然性が高いことを考慮して評価するとあります。そして、その再生計画とは、1階の牛久市取得予定の床と4階の地権者所有の床とを交換し、4階に公益施設等を導入すると書かれております。この時点、つまり平成31年3月時点で床の交換という計画があったとすると、令和2年3月の予算委員会の執行部の御答弁とは整合性が取れなくなりませんか。また、1階と4階を交換、これを考慮して評価額が算定されたのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいまの件につきましても、先ほど申し上げました受注者、不動産鑑定業者に再度確認を行いました。調査報告書中に交換の文言が記載されておりますけれども、これにつきましては、エスカード牛久ビル全体の利用計画及び再生計画の中での手段の一例であり、当鑑定を行った時点において牛久市はまだ所有をしておらず、当然床の交換も決定していないことから、交換が直接価格の算定には用いられてはおりません。当時、イズミヤ牛久店は既に撤退しており、エスカード牛久ビル全体の床の効率的な運用や公共的利活用

が議論されておりました。公共的利活用も含めたビル全体の利用計画、再生計画につきましては、中心市街地の活性化や駅前ビルの再生を目指す牛久市、そして権利者の双方にとってメリットが大きいことから、十分な合理性と実現性が高いと判断され、これらの計画により活性化が図られるということを前提事項として含んでいるものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 交換は再生計画の中での手段の一例であり、交換が直接価格の算定には用いられていないという御答弁でした。しかしながら、にわかにな納得しがたいところで、市長にお尋ねしたいと思います。

4億円という多額の市民の税金を牛久都市開発に貸付けするに当たっては、市長としても大変な決断をされたのだと推察いたします。貸し付けた4億円の担保としての不動産鑑定についても慎重に検討されたことと思います。報告書には、牛久都市開発による再生計画に、1階の牛久市取得予定の床と、4階の地権者所有の床とを交換し、4階に公益施設等を導入する、この計画が進められようとしている。そのため、今の賃料は暫定的なもので、将来的には賃貸収入が増収となり、それを踏まえて評価を行っていると書かれております。市長は牛久都市開発の社長でもあれば、この再生計画を御存じだったのでしょか。交換の手段の一例として挙げられているのは、既に店舗が入っている1階と明記してあり、店舗が入っていない2階でも3階でもありません。先ほど御答弁で、十分な合理性と実現性が高いと判断され前提事項となったとありましたが、そのような判断が牛久都市開発の話合いの中であったのかも含めて、お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） その当時のエスカードの現状、そしてこれからのエスカードの在り方、そして牛久市がどのようにこの事業に取り組むか、そして何を一番重点的になすことか、そういうことで私は判断いたしました。そして、その結果としてこのような結果になったものでございまして、そしてこれからの展望としては、やはり牛久の利益、エスカードの立地することにより牛久市がどのように利益されるか、それも加味して、いろんな判断、私はしたつもりでございます。ですから、これからもエスカードがどのような形になって、そして私たち市民がどのようなものを中心化に求めるか、それが大きな前提の根幹の私の思いでございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） ちょっと私が求めていた答弁と少し違っていた……、はい。

では、次に今回の補正予算に上がっている4階のエスカードホールへのeスポーツ大会誘致を推進するための施設整備について質問いたします。

eスポーツに関しては、昨年12月議会での同僚議員の質問に執行部は、現在のところ新た

なeスポーツ開催の計画はないが、ゲーム障害などの諸問題を十分に考慮しながら、eスポーツの有効性や可能性について調査研究を進めていく、そうお答えになっています。この半年間余りの中で、どのような検討がされたのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） eスポーツにつきましては、エスカード牛久ビルの公共的利活用の検討をする中で、茨城県の動向や企業の動向等を踏まえて検討を進めてまいりました。

eスポーツは、牛久市にとって新たな取組ですが、これまでの全国でのeスポーツ大会の開催事例を見ても、非常に多くの方が集まり、注目度が高く、さらに牛久駅の都心からのアクセスのよさ、エスカード牛久ビルが牛久駅に直結されているといった来場者の交通優位性のよさを併せて考えますと、エスカード牛久ビルへの集客や地域の活性化を検討する上で、非常に重要な取組の一つであると認識しております。

今回の補正予算につきましても、eスポーツ関連の施設につきましては、主にプロジェクターと通信回線の整備を検討しておりますが、これらはeスポーツのみにしか使えない専用のものでなく、例えばプロジェクターにおいては映画等の映像コンテンツの投影に利用することができ、通信回線につきましても、エスカードホールでイベントを行う方が、その様子を発信するなど、様々な利用にも対応できるものとして運用を行っていきたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） スポーツ庁は平成30年11月、日本学術会議に対して、科学的エビデンスに基づくスポーツの価値の普及の在り方に関する審議の依頼をしました。その中の検討事項としてeスポーツが挙げられています。幅広い年齢層や多様な人々のスポーツ参加を促すことができるという特徴がある反面、eスポーツの要素であるゲーム依存症の問題の深刻化があり、昨年5月にWHOはゲームのやり過ぎで日常生活が困難になるゲーム障害を国際疾病として正式に認定し、ギャンブル障害などと同じ精神疾患として位置づけ、治療研究や患者数の把握を後押ししています。

スポーツ庁からの審議依頼に対し、今年6月日本学術会議が出した回答書では、個人と社会双方に対してeスポーツの価値を高めるためには、eスポーツの要素であるゲームへの依存性に対する防止対策が喫緊の課題となる。子供たちがネット使用を自ら制御する力や、健康認識を育む教育などの根本的対策を講じる必要がある。また、eスポーツをめぐる組織の整備、ルールの確立、指導者及び選手育成のシステムづくりなども急務であると述べております。市としてこの提言をどう受け止め、どのような方針に基づき施策を行っていくお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） eスポーツにつきましては、単にゲームとして、またはビジ

ネスとしてだけではなく、教育現場での活用等の広がりも見える一方で、ゲーム依存症の問題等が提起されるなど、その是非について様々な御意見があることは十分承知しております。

これにつきましては、今後全国の事例や、茨城県はeスポーツを推奨しておりますので、茨城県の考え等も確認していくとともに、教育委員会とも連携しながら、牛久の子供たちにとって最良の方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、次に3密対策としての市役所機能の分散化について伺ってまいります。

市役所の特に総合窓口課は様々な証明書の申請などで多くの市民が利用する、まさに市役所の顔とも言えましょう。年度末には転入、転出などの届出もあり、また今回のコロナに関して定額給付金の申請にマイナンバーカードが必要であったことや、その他コロナ関連の申請に必要な住民票や所得証明、印鑑証明などを求める人たちで、さらに多くの人がロビーにあふれていた状況でありました。

現在牛久市では、総合窓口課の業務を一部各生涯学習センターなどで、出張所という形で行っていると認識しております。まず、市役所の本庁舎と出張所の業務内容の違いについて質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 市役所と各出張所で可能な業務の違いにつきましては、住民票や戸籍、印鑑証明書等の発行は出張所でも行っておりますが、住所の異動、戸籍届出、パスポートの受付・交付、マイナンバーカードに係る業務は市役所のみで行っております。

住所異動の手続につきましては、平成14年度より総合窓口課を起点とした住所異動に伴うワンストップサービスを実施し、利便性の向上を図っているところです。必要となる手続窓口を総合窓口課に一元化し、各業務の担当職員が順次対応する中で、世帯の状況等によって異なる手続を円滑に進めております。

また、戸籍届出につきましては、戸籍事務取扱準則第24条に、休日又は執務時間外の届出受領について示されており、24時間365日市役所窓口で受付をする体制を整えております。

マイナンバーカード及びパスポートにつきましては、総合窓口課において厳重な保管体制を取り、窓口での交付を行っております。特に夜間の保管体制として施錠された保管庫内で厳重に管理している状況にあります。

以上のことから、市役所と各出張所の業務には差異がございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） コロナ禍においては3密対策として市役所の証明書の発行業務につい

て、オンラインや郵送での申請も行われていると思います。日中働いている人や高齢者、そして交通弱者などそれぞれの特性に合わせた申請手続は、3密対策のみならず必要であると考えます。市役所に来庁しなくても済むような申請方法に関して伺います。

また、特に高齢化が進んでいる駅西地区の方からは、エスカード出張所での業務を増やし、市役所まで行かなくても済むようにしてほしいという声もあります。市役所の総合窓口課での業務をエスカード出張所でも行えれば、コロナ禍での3密対策にもなり、何よりもエスカード牛久ビルの活性化にもつながると考えます。

これまではにぎわいの創出として、多世代の交流、集客力といった駅前のメリットを生かす策が言われてまいりました。しかし、これからのウイズコロナの生活様式を考えると、各種証明書の発行業務など、行政サービスの分散化は危機管理としても必要になってまいりましょう。

最後に、エスカード出張所を窓口とした行政サービスの分散化と拡充についてお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） エスカード出張所を窓口とした行政サービスの分散化と拡充につきましては、周辺地域の高齢化及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、業務拡大の必要性を認識しております。

関連各課との連携及びシステム並びに周辺機器の設置等が必要となることから、エスカード牛久の4階リニューアルに合わせた業務拡充につきまして情報収集を行っております。市民の利便性の向上及び感染症対策としての行政組織の危機管理の観点から、引き続き調査研究を行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 今回の補正予算には、コロナ対策の国の交付金を使った事業が、先ほどのeスポーツ大会誘致の施設整備をはじめ、幾つか挙がっております。執行部の皆様におかれましては、足元の地域課題に目を向け、地に足のついた政策を練るとともに、コロナ禍において、市民にとって優先順位の高い事業を熟慮し、取り組んでいただきますようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で、5番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時40分といたします。

午前11時34分休憩

午前11時40分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利君。

〔1番鈴木勝利君登壇〕

○1番（鈴木勝利君） こんにちは。公明党の鈴木でございます。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、PCR等検査体制の拡充についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大の脅威はとどまることを知りません。いわゆる第2波はピーク時を過ぎたとはいえ、昨日9月7日現在、報道によりますと全国で7万2,321人、県内で583人、牛久市内で17人の累計患者数を数えることになりました。県では、「茨城版コロナNext」対策をステージ3の段階に設定、維持し、厳重な警戒を呼びかけております。

さて、感染者数をいち早く的確に把握することは、当該感染者を早急に隔離し、適切な治療を施すとともに、感染経路を素早く断ち切り、感染者の急増やクラスターの発生を抑制するためにも必要不可欠なことは、言うまでもありません。そこで、PCR等の検査をより広く、より早く可能にできる体制づくりが急務であると考えます。

厚生労働省は4月15日の事務連絡で、従来の保健所の帰国者・接触者相談センターを介するPCR検査を、各地の自治体と医師会が運営する地域外来検査センター、いわゆるPCR検査センターでも可能にしました。これによって保健所の負担を軽減し、検査数もその後大きく伸びることになりました。また、PCR検査センターなどからの依頼を受け、検査を実施する民間会社も増加しております。さらに、6月2日には厚生労働省が唾液によるPCR検査での検体使用、同月18日には抗原検査での使用をそれぞれ認可いたしました。これにより、効率的な検体採取と医療従事者の感染リスクが軽減されるようになりました。そして、7月17日には唾液を使用したPCR検査について、症状が出ていない人も検査対象として認められるようになりました。現在、保険適用ではないため、自己負担になりますが、無症状者向けのPCR検査を実施する民間の診療所も増えております。

ところで、自費の検査を除いて、本市では公費負担でPCR検査ができるのは、帰国者・接触者相談センターを介した検査のみです。都心に近く、いつ何どき感染者数が急増するか計り知れない状況下にあって、何とも心もとない現状です。

そこで、県や牛久市医師会等と連携して、牛久市PCR検査センターを早急に設置すべきと考えますが、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えいたします。

牛久市内のPCR検査体制につきましては、現在牛久市医師会が実施に向けて準備を進めているところであります。PCR検査体制の構築は、県の役割となっております、牛久市医師会が地域外来・検査センターを設置する場合は、県と契約を締結して行うこととなります。

市は、牛久市医師会に協力し、県内の設置状況や設置に必要な詳細情報の提供、クラスター対策の検討など、設置に向けての会議、打合せを重ねております。もう間もなく地域外来・検査センター設置予定となっておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 本市としても設置に向けて万全の支援をよろしく願いいたします。

さて、公費負担によるPCR検査に関しましては、医師の判断により感染の可能性のある人や濃厚接触者を対象に検査しているのが現状です。しかし、今回の感染症拡大の事態の中で注目されるようになりましたが、いわゆるエッセンシャルワーカー、すなわち私たちの日常生活を維持するためになくてはならない職業に就いている人たちにおいては、世の中が外出自粛や活動自粛を求められていても、その仕事、業務を止めることはできません。なかんずく、直接人と人との接触の避けられない医療、介護、保育施設等で勤務する方たちは、感染リスクの高い職場で常に不安を抱えながら仕事に就かざるを得ないと言えます。

そこで、そうした人たちの不安を取り除くために、公費負担でPCR等の検査を実施できるようにしていくべきと考えます。執行部の見解をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の対象者は、感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症患者、当該感染症の無症状病原体保有者、類似症患者、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者とされており、医療機関や高齢者施設など、日常生活の維持に必要な従事者であるエッセンシャルワーカーに対するPCR検査につきましては、令和2年8月18日付厚生労働省発、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aにおいて、感染症が多数発生している地域やクラスターが発生している地域では、医療機関や高齢者施設の職員や入所者も行政検査の対象となる見解が示されており、国は、感染拡大を防止するため、検査の対象や実施方法について、常に検討し、更新している状況にあります。

今後もエッセンシャルワーカーの方々安全に職務を遂行できるよう、国・県の動向を捉え、県や医師会と連携しながら適切な検査体制の整備に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） ただいまの御答弁の中にありました厚生労働省のQ&Aに関して申し

上げますと、政府は去る8月28日、新型コロナウイルス感染症に関して今後の対策を取りまとめ、感染症が拡大している地域への対策として、医療機関や高齢者施設などに勤務する人や、入院、入所者全員が対象の一斉、定期的な検査実施を都道府県に対して要請するとしています。本市が感染拡大地域であるか否かは別として、他市に先駆けて医療、介護、保育施設等で勤務する方たちに対して、市費や補助金等を活用して、公費負担でPCR等の検査を実施できないか、再度御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 議員おっしゃいますように、今後のコロナウイルスに対応していくためには、PCR検査の拡充、体制の確立は非常に重要だと認識しております。また、市民の新しい生活様式の実践、あるいは今後のワクチンの接種の状況、そういったものが大きな柱となっていくと認識しております。

PCR検査につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、県内で15のPCR検査センターを設置する目標もございますので、そういった部分で牛久市医師会や県との協議ですね、こういったものを重ねながら、できるだけ早い時期にPCR検査センターの牛久市での実施というのも非常に重要となってまいります。その中で、やはりエッセンシャルワーカー等のいろんな医療機関での従事者、あるいは多くの方々に気軽にPCR検査を受けていただけるような体制も、ぜひ今後医師会との協議の中で検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） PCR等の検査体制の拡充が、感染状況の迅速かつ的確な把握、感染拡大防止につながり、市民の皆様の安心を保障していきますよう、何とぞよろしく願い申し上げます。

続きまして、行政のデジタル化の推進について質問させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策において、行政機関をはじめ、様々な方面でデジタル化が喫緊の課題として求められていることが改めて浮き彫りとなりました。ビジネス現場でのテレワークや学校現場でのオンライン授業、医療現場でのオンライン診療等々、デジタル化の遅れが指摘されました。特に行政のデジタル化については、その遅れもさることながら、一部自治体に見られたマイナンバーカードによる特別定額給付金オンライン申請に見られた混乱をはじめ、雇用調整助成金のオンライン受付システムでの不具合による個人情報の漏えい等、様々な課題が明らかとなりました。

そこで、政府は7月17日、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を閣議決定し、行政サービスのデジタル化に1年間集中的に取り組む方針を打ち出しました。そこには、新たなIT戦略となるデジタル強靱化の実現に向け、国民の利便性の向上、効率化の追求、デ

ータの資源と最大活用などが盛り込まれております。当然ながら行政のデジタル化は一地方自治体だけでなし得るものばかりではありません。行政手続で対面、紙、判この文化が根づいている中で、いかにそれをデジタル化に転換することができるか。例えば電子書面、eシール、タイムスタンプといったトラストサービスを導入することによって、電子データの信頼性を担保することができるになれば、短時間で効率的に作業を進められ、コスト削減にもつながります。対面で押印署名を必要としない社会をつくることができます。しかし、それには国のリーダーシップが欠かせません。

一方で、自治体としてできることはあるわけです。一つには、昨年12月の定例会で質問させていただきましたが、マイナンバーカードの普及については早急に取り組むべきと考えます。マイナンバーカードは行政手続のオンライン申請やコンビニエンスストアでの各種証明書の交付、身分証明書としての活用をはじめ、現在進められているマイナポイントの付与や、来年予定の健康保険証としての利用等々、その利点がたくさんあるわけですから、市民の方にもっと広く伝えることが肝要だと考えます。

また、先日政府は、デジタル技術を活用した行政手続の効率化を加速するため、(仮称)デジタルガバメント改正法案を来年の通常国会に提出する方向で調整に入ったとの報道がなされました。マイナンバーカードを預貯金口座と連結し、生活保護や児童手当等の各種給付の円滑化を図るとともに、マイナンバーカードと運転免許証、外国人在留カード、国家資格証も一体化するというものです。

さて、行政のデジタル化については、行政手続のオンライン化や情報システムの共同利用、AI、RPAによる業務の効率化、オープンデータ、ガバナンス強化と人材確保育成等々の課題がありますが、特に行政手続のオンライン化は市民の利便性向上という意味では、重要な課題です。そこで本市では、特に行政手続においてどのようなデジタル化が進められているのか、その実例をお聞かせください。

○議長(石原幸雄君) 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長(小川茂生君) お答えいたします。

行政のデジタル化、とりわけインターネットを利用した各種行政手続、いわゆるオンライン申請につきましては、住民票や戸籍附票の交付請求をはじめ、児童手当の現況届や国民健康保険への加入手続など、現在のところ53の申請または届出の手続が利用可能となっております。

なお、市民への周知につきましては、牛久市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第9条の規定に基づきまして、市ホームページ及び広報紙、本年度は7月1日号にて市民への公表を行っているほか、手続期間を限定している一時的な手続につきましては、その都度各担当課より対象者向けにお知らせしている状況でございます。

24時間いつでも、またどこからでも手続可能なオンライン申請は、利便性と併せ、高度なセキュリティー性も求められるものでございます。当市では、オンライン申請を行うシステム環境として、県並びに県内全市町村で共同運用しているいばらき電子申請・届出サービスを利用しており、これはマイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスによるなりすまし防止を行うなど、セキュリティー性にも配慮したシステムとなっております。

なお、国が運営するマイナポータル オンライン申請サイト ぴったり サービスからの申請等も、このいばらき電子申請・届出サービスへと誘導する形で各種手続を行っていただける仕組みとなっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 一方で、マイナンバーカードの交付申請がなかなか進んでいないと聞かれておりますが、なぜ進んでいないのか、その点についてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 平成27年10月にマイナンバー制度が開始され、牛久市でのマイナンバーカード申請者数は令和2年8月23日現在で2万805名、人口に占める申請割合は24.5%となっております。

制度開始から約5年が経過しておりますが、申請が進まない理由といたしましては、他の活用方法があまりないこと、プライバシーが漏れてしまうといった懸念や、既に有効な本人確認書類があることから、必要性が低いと感じられていることであると捉えております。

現在、国のマイナポイント事業実施に伴い、マイナンバーカードへの関心が高まっているところですが、令和3年3月にはマイナンバーカードの健康保険証としての利用が予定されております。また、本定例会に補正予算を計上しておりますが、住民票などの各種証明書をコンビニエンスストア等で取得できるコンビニ交付も令和3年度より導入したいと考えております。

このように、今後はマイナンバーカードを活用する場が増えてまいりますので、市民の皆様にはマイナンバーカードの利便性について周知し、取得促進に努めてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） ここで傍聴人に申し上げます。携帯電話はマナーモードか電源を切って傍聴いただきますようお願いいたします。

鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、どのようにマイナンバーカードの普及に取り組んでいくのか、その具体的なお話をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 先ほども申しましたとおり、これからマイナンバーカードの活

用方法というものが、実際市民の方も増えてくるということになりますので、こういった、より便利な活用方法というのをあらゆる場面で周知してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、行政のデジタル化全般についてお聞きますが、行政のデジタル化を進める上で必要なことは何だとお考えになりますか。お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。

着座のまま暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後0時00分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 今回のコロナ禍におきまして、新しい生活様式が提唱される中、日常生活の基盤をデジタル化し、様々な社会課題を解決していくということが求められています。そのような中、行政の現場におきましても、各種手続のオンライン化はもとより、行政サービスを継続的に提供するためのテレワーク導入などの課題も顕在化しておりまして、今まで以上にデジタル化の推進が急務となっているところでございます。

さて、行政のデジタル化と申しますと、大きく分けて市民の利便性の向上と行政運営の効率化を目的として行うものでございます。

まず、市民の利便性の向上ですが、国が骨太の方針で掲げておりますとおり、行政手続のオンライン化の拡充がその筆頭であると考えております。御承知のとおり、当市でも既にオンライン申請を実施しておりますが、利用をさらに促進するためには、対象手続を増加させることはもちろんのこと、やはりマイナンバーカードの普及を進める必要がございます。将来的にマイナンバーカードを活用する場面は、ますます広がりを見ることが予想されております。先ほど答弁した取組を通じまして、マイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、マイナンバー制度の動向や新たな技術の進展を注視しながら、今後ともデジタル化による市民の利便性向上を図ってまいりたいと思います。

一方、行政運営の効率化でございますが、当市では住民情報、税務、国保、年金、福祉業務などを扱う基幹系のシステムをはじめ、人事、給与、財務会計など内部管理系システムなど、様々なシステムを活用し、日々の業務を行っております。しかしながら、目下の働き方改革の実現やコロナ禍における業務の継続性確保を行うためには、業務の自動化やセキュリティー性を担保したテレワークの仕組みなどが必要であり、早急に対応すべき課題となっております。

ただし、やみくもにシステムを導入すればよいというものではなく、例えば業務をロボットにより自動化するRPAを導入するにいたしましても、自動化すべき業務の見極めや、業務プロセスそのものの組立て、組み直しが必要であり、これを行うための前提として人材の育成が不可欠となってまいります。また、新たな技術を導入するためには、当然ながら相当の費用負担も発生するため、慎重なる検討を重ねる必要もございます。

いずれにしましても、行政のデジタル化を進める上では、従来の業務のやり方を大幅に見直す必要があり、現在、その契機がまさに訪れているものと考えております。さらなる行政のデジタル化を推進することによりまして、市民の利便性向上と行政運営の効率化を実現することができるよう、今後も努めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 行政のデジタル化を進める上で様々な課題があることは十分承知しております。マイナンバーカード一つを取っても、個人情報の漏えいに対する懸念など、行政に信頼性がなければ行政のデジタル化は進みません。

一方で、急激な高度情報化社会の進展の中で、今回の感染症対策においてははっきりとしましたが、市民の利便性向上を図る上で、デジタル化の道は避けて通れません。ただし、同時に忘れてならないことは、デジタル機器に不慣れな方たちもいるということです。そうした方たちに対する支援の在り方です。従来どおりのアナログ的な手続が可能であることを残しながらも、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、きめ細かく丁寧に教授するなどの支援も併せてお願いいたします。

いずれにしても、行政は常に市民の立場に立って、市民の不安払拭に努めるとともに、市民の利便性向上のためにデジタル化への理解を周知徹底していくべきだと思います。それが同時に、行政の業務効率化やコスト削減、働き方改革にもつながってきます。ぜひとも本市が各自治体の先頭に立って、行政のデジタル化の推進に努めていかれますようお願いいたします。

続きまして、お悔やみ窓口の創設という質問になりますが、これに関しては既に同僚議員の同じ質問に対して回答いただいておりますので繰り返すことはいたしません。本市では既にこのお悔やみ窓口に代わる対応ができているということで大変安心した一方で、実際に死亡手続の経験をしない限り、こうした取組をしていること自体、分からないというのが現状です。市のホームページや広報紙等を見ても、そうしたことが全く記載されておりません。すばらしい取組であることに間違いありませんから、もっと広く広報するなり、窓口に掲示するなり、ぜひ何らかの形で市民の皆さんに周知していただけるとありがたいかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。これに対する回答は必要ございません。

最後に、市民通報アプリの導入についてです。これについても、今まで同僚議員から質問が

ありましたが、再度質問させていただきます。

議員として市民の皆さんから御相談を受ける中で最も多い要望が、道路やU字溝、雑草や樹木、カーブミラーや防犯灯に関するものです。道路の拡張やU字溝の蓋かけ、カーブミラーや防犯灯の新設等の要望がある一方で、道路の亀裂、陥没、U字溝の損傷、雑草や樹木の繁茂等によって、市民生活や交通安全に支障を来す事例も少なくありません。市が管理する道路の陥没によって事故が発生すれば、市はその責任を問われかねません。道路だけではなく、建物、施設等々、それらの瑕疵を放置することによって、重大な事故や事件が起きないとは限りません。もちろん常日頃から市の各担当課は点検整備のため巡回したり、市民からの情報を収集したりしているわけですが、それでも膨大な管理箇所を全て把握することは難しいと思われま

一方、市民の方が道路の亀裂や陥没等の損傷を発見したとしても、必ずしも直接市に連絡してくれるとは限りません。また、明らかな損傷ばかりではなく、市民が不便を感じたり、不利益を被ったりしている市の管理下にある施設も少なくありません。しかし、これについても市に対して必ずしも要望するとは限りません。それはなぜか。わざわざ市役所の開庁時間に担当課まで出向いたり、あるいは電話で状況を説明したりするのは面倒で煩わしいと感じるからです。市に要望すること自体に抵抗を感じる方もいるかもしれません。あるいは、どうせ言っても対応してくれないだろうと諦めている方もいられるかもしれません。いずれにしても、そうやって放置されたままになってしまいます。

そこで、道路やU字溝、雑草や樹木、カーブミラーや防犯灯ばかりではなく、ガードレールや公園の遊具、その他の建物施設等の損傷や異常、ごみの不法投棄等を見つけた場合、気軽に、そして簡単に市の担当課につながられるようにすることが重要かと考えます。

その一つの方法として、アプリを使った通報制度があります。東京都町田市や神奈川県相模原市、大阪府富田林市や京都府福山市、高知県四万十市などで既に導入されています。発見したら、いつでもその場ですぐに通報することが可能であり、現場の状況を撮影して通報することもできるため、言葉だけの状況説明より明確になります。さらに、通報した箇所に対する対応を市の側から返信してもらえれば、通報した方も対応してくれていることに安心感を抱くと思います。行政の側も、見落としがちな細かい点にまで目が行き届くようになって、大きな事故につながる可能性を未然に防ぐことになります。市民にとっても、行政にとっても利点が多いと考えられます。また、アプリをインストールすることなく、ブラウザからアクセスできるサービスを活用してもよいかもしれません。いずれにしても、このような市民通報アプリ等を導入すべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市民からの通報や意見の聴取方法といたしましては、私への手紙、そ

して市ホームページにおける問合せフォームからのメール、電話やファクス、窓口での聴取、またタウンミーティング、市民満足度調査など様々なツールで運用しております。

御提案の市民通報アプリですが、市民がいつでもどこでも写真やGPSデータにより、状況、場所を正確に伝えることができる有効な手段であり、他の自治体でも導入が進められているところであると認識しております。

市民通報アプリ導入に当たりましては、これまでの一般質問でも何度もお答えしてきました。コストがかかること、そして導入している他の自治体においても、アプリダウンロード数の伸び悩みや、決して多くの情報が収集できている状況ではないこと。また、誹謗中傷、虚偽や事実と異なる内容など制御できない書き込みも想定されること、そのため寄せられた情報の中から緊急に対応すべきものを見極める必要があり、対応までに時間を要してしまうことも懸念されるため、現段階では早急な導入の必要性は高くないものと考えております。

しかし、議員御指摘のとおり、市民が気軽に簡単に通報できる有効な手段があれば、各種業務のさらなる効率化を図ることも可能となることから、他の自治体の運用状況を見ながら、有効な通報システムについて、今後も継続的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 多くの方がスマートフォンを手に入れている現状にあって、その多機能、高機能性をうまく活用しない手はないと考えております。窓口対面や手紙、電話、ファクス、メールもちろん大事ですが、時代に合った手段を取り入れることはもっと大切です。こうしたことは、さきに申し上げました行政のデジタル化の一環でもあるわけです。また、コスト云々の回答がありましたが、こうしたアプリを活用することによって、むしろ行政運営の効率化が図られ、コスト削減につながると考えられます。これらの点をよく勘案していただき、ぜひとも前向きに検討していかれますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で、1番鈴木勝利君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時20分といたします。

午後0時15分休憩

午後1時20分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 皆さん、こんにちは。新政会所属、甲斐徳之助です。いつもに引き続き、市民の皆様の声が届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせて活動しております。今定例会においては、コロナ禍の影響を受けて、問合せや要望の多い質問2点と、コロナ禍での今後準備していかななくてはならないと考えられる質問の1点をしてまいります。それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたします。

1点目の質問であります。言うまでもなく、新型コロナウイルス感染者数は増加の一途をたどり、いまだに収束の兆しが見えない。今回のパンデミックによって引き起こされたコロナショックの対応に、各行政機関の皆様が当たらなくてはならなく、大変な状況と推察いたします。そして、感謝いたします。

直接的な新型コロナウイルス感染対策の質問は、前定例会において各会派代表の方々が多く質問されておりましたので、私はこのたび小中学校保護者の方々より多く寄せられている御意見のお話を1点目、させていただきます。

最近コロナ禍を受けて多いのが、小中学校全体の年間スケジュールについての問合せであります。全体の質問をさせていただく前に、まず教育長に本来義務教育を子供たちに受けさせる義務の責任は誰にあるのかお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 平成18年の教育基本法の改正で、家庭教育について第10条の条文を独立させ、子の教育について保護者の第一義的な責任を明記しました。ここでは、家庭教育が子供の生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和の取れた発達を図るように努めるとともに、国や地方公共団体が家庭教育を支援することと書かれています。このように、教育において第一義的な責任を持つ者は保護者の皆様であり、市町村の教育委員会は家庭教育を支援するために必要な施策を講じる必要があると考えます。

また、教育基本法第13条には、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする示されています。

また、学校教育法第28条では、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督すると定められていますが、校長の職務権限の一つとして、非常変災、急迫の事情の場合の臨時休業などがあります。また、職務命令により校長の校務とされている事務には、教育課程の編成があります。教育課程とは、学習指導要領を基に、学校の教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てたものです。通常の授業も学校行事も校長の責任の下に計画実施されます。

一方、教育委員会は地方教育行政の組織運営に関する法律によって、学校の教育課程を管理執行する立場にあります。教育委員会といたしましては、子供の安全が何より大切と考えています。各学校の自主性を認めながらも、子供たちの命に係ることなど、安全については状況に応じて指示、指導、助言を行っています。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。今のお話を私なりに要約させていただくと、まず一義的な責任は保護者にある。また、教育委員会や国や地方団体は家庭教育を支援する。並びに、相互の連携、協力を努める。校長先生は、行事等の責任、計画の責任があるということで認識しました。それを前提に、大きな1番の質問をさせていただきたいと考えております。

2番に移りまして、本来、通常学習以外のイベント的要素の多い課外授業が、今年度どのようになっているのか確認の意味いで質問させていただきます。どのようになっていますか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校行事は、学習指導要領に示された児童生徒の資質・能力を身につける大切な活動であるとともに、学校生活に潤いや秩序と変化を与えるものです。それぞれの行事の意義や必要性を認識しつつ、安易に中止はしないように指導、助言をしてきました。大切な学校行事の変更などにつきましては、学校の考えを丁寧に説明し、保護者の皆様の御意見をいただきながら、保護者の皆様と学校との合意形成を図っていくことが何より大切なことと思っております。

今年度の運動会や体育祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小学校では保護者の参観をできるだけ可能にしながら、密接、密集を避けるために、学校規模に応じて学年や複数学年などのブロックごとに分散した形態で実施します。中学校の体育祭は、団対抗の形を取るために密接、密集になることが多いことを考慮し、やむを得ず保護者の参観を見合わせて実施します。また、おくの義務教育学校は、1年生から9年生で開催し、保護者の参観に人数制限を設けて実施する予定です。例年通りの開催とはいきませんが、心身の健全な発達や健康の保持増進、規律ある集団生活の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上という運動会や体育祭の狙いは達成できるのではないかと考えます。

また、遠足や宿泊学習、修学旅行は、同じく新型コロナウイルス感染症拡大防止を心配する観点から、小学校5年生から中学校2年生までの宿泊を伴う活動は中止し、日帰りの校外学習として期日を変更して実施。義務教育最後の修学旅行については、生徒の安全の確保を第一にしつつも、保護者の皆さんとの合意形成を図りながら検討中であります。こちらも例年どおりの実施とはいきませんが、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親

しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにするという修学旅行の狙いを達成できるように努めております。

また、宿泊を伴わない校外学習や遠足等は、当初の予定とは時期や活動内容に変更はあるものの、少しずつ実施し始めているところです。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） イベント的要素の多い事業が中止になるということで、残念な生徒児童がたくさんいらっしゃると思いますけれども、その中でも小学校6年生は日帰りに振り替えるという御答弁と、あと中学生の修学旅行に関しましては、現在アンケート等を取って、保護者と合意形成を図る上で検討中という御答弁をいただきました。

その修学旅行についてのお問合せが多いものですから、この場でまた掘り下げてちょっと確認させていただきたいのですけれども、まずアンケートを踏まえた上で、一番先に聞きました、学校長の判断で学校単位の修学旅行をされるのか、それともこれは最後にお聞きしますので、学校長の判断で企画されるのか。それと、もともとコロナがなければ行っていた関西方面に行かれる修学旅行に対して、今回中止になったわけですけれども、そのキャンセル料に対しての扱い、さらには今回補正予算でも企画料という形で出ていました。この辺のお考えを少しお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 修学旅行に関する企画料やキャンセル料についてですが、企画料は旅行を企画するたびに請求されることを確認しております。新型コロナウイルス感染拡大により、行き先の変更で企画料が二重にかかることから、最初の分は保護者負担軽減のため公費負担する考えです。

キャンセル料は、それが発生する期日の前までにキャンセルするよう各校努力していますが、今後予定した修学旅行が感染状況の悪化で中止になる可能性は否定できません。修学旅行の実施を決める学校においては、万が一中止せざるを得なくなった場合には、キャンセル料の負担が生じることも含めて、保護者に御理解いただいた上での態度決定となるように話し合っているところです。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） キャンセル料に関しましては、コロナ禍の影響にあるものというのは今回発生しないと思います。

企画料のほうなのですけれども、企画料はその都度かかるという理屈はすごく分かるのですけれども、ぜひ交渉いただきたいのは、民間事業者において依頼を出すときに、同じお客様が同じ旅行、方面は変わるとしても依頼をするわけですから、1回の企画料で処理ができるよう

な、教育委員会としてもなるべく経費負担のないような交渉をしていただきたいと思います。

ちょっと話は違いますけれども、修学旅行の範疇ですけれども、今回アンケート等、合意形成を図るという話の中で、実際今候補に挙がっているような企画内容とか、お示しできる範疇があればお示しいただきたいなと思います。当然安心・安全を考慮した、3密を避けたような企画になっていると思います。中学生は宿泊を伴う形で実施の方向性だと思いますので、一案があれば、今お示しいただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 安心・安全という件ですが、7月28日の文部科学省の文書では、現在の感染状況を踏まえた修学旅行への配慮及びG o T o トラベル事業の活用についてという通知がありました。ここでは、感染の拡大防止策を適切に講じた上で、修学旅行等の教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを御検討いただくなどの配慮をお願いします。修学旅行等の実施に当たっては、各学校において感染状況を見極めながら、例えば秋以降への実施時期の変更や同一都道府県などの近距離での実施、旅行日程の短縮など、実施方法の変更等についても検討いただくなどの配慮をお願いしますと書かれています。また、医師会からも児童生徒においては重症化の可能性は低いのではないかとといった御意見もいただいております。さらに、県教育委員会からも、修学旅行参加同意書の例示も添付されました。また、文部科学省は、修学旅行の実施については、学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断いただき、実施に際しては一般社団法人日本旅行業協会等が作成した旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引等を参考に、旅行事業者等と連携するようにと書かれています。

そして、学校によっては、保護者の多くが修学旅行をぜひ実施してほしいという学校と、不安な気持ちを持っている保護者が一定程度いる学校に分かれています。

そこで、教育委員会としましては、5年生の宿泊学習、6年生の修学旅行、中学1年生のスキー宿泊学習、中学2年生の民泊学習は、泊を伴わない旅行や次年度へ延期することにし、義務教育最後の中学3年生だけは、保護者も学校経営に参加し、泊を伴う旅行にするか、日帰りにするか、全て中止にして別の形での思い出づくりにするかを学校と合意形成を図りながら進めています。ただ、再度保護者の意向を聞き、不参加者が全体の10%を超えた場合には修学旅行を中止にして代替案を検討すること。実施する場合は10月とすること、最終判断を9月18日と決め、そのときに茨城県がステージ4に進んだり、校内に陽性者が出たりした場合には、実施の方向で進んでいた学校も中止とすることなどを教育委員会の方針としてお示しました。また、予定していた修学旅行の代替として実施する遠足などに関しては、市の公費負担の下、3密を防ぐ対策を行い実施していきます。

学びを止めないこと、子供たちの思いとともに保護者の思いにも寄り添うこと、感染状況を見ながら安全対策を徹底すること、様々な思いに配慮しながら、この問題に対処してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 安全の管理に関しましては、細かな説明をいただきまして、よく分かりました。

質問の中で、今現時点で具体的に出ている方面があれば、お示しいただきたいと思ったのですが、それは難しいですか。どうですかね。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 東北方面と群馬方面の2つの学校は1泊を予定して、あと2つの学校は日帰りを、あと2つの学校は子供たちが新しい行事をつくっていくということで、子供たち主体の学校づくりというのを進めています。1つの学校はもう一度保護者のアンケートを取り直そうと、PTAの方々と相談しまして、今取っている最中だと思います。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 急な質問みたいになって、申し訳なかったです。

私聞いている範疇では一中の生徒は、この間校長先生が長野方面に決まったと言っていました。方面がどうのこうの話は実はどうでもよくて、先ほど答弁の中にもありました参加同意書という部分ですね。一番最初にお話を聞かせていただきました責任の範疇が誰にあるかというところが、私がすごく今回ここで御提案申し上げたい話なのですけれども、要は、学校行事の中でそれは当然してあげる、牛久市の努力はすごいと思います。ほかの市町村は中止決定が多い中で、やるという方向性の学校が多いと。保護者の責任の中で安全確認を取ってやっていくということは、すごく評価できるのです。

ただ、保護者からよく上がってくる声は、まず方面、時期、泊数、予算、内容等を、各学校でものが変わるといことはやめていただきたい。学校長の判断でという、学校長の裁量でというのを先ほど聞きましたし、教育長からは子供たちや先生方の自主性の部分を尊重して計画しているというのは日頃聞いているのですけれども、ただあまりにも今回、何々中学校はどこに行った、何々小学校はどこに行ったみたいな話をやってほしくないという声はすごく寄せられてまして、その辺の教育法に照らしたケースとはちょっと変わってしまうと思うのですけれども、牛久市独自の非常時のパンデミック下における実施をする方向性の対応策ということで、ぜひここで御提案したいのですけれども、その辺は教育長質問してもいいでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほどの話にもありましたように、ある学校は企画をつくってPT

Aに出したところ、保護者の反対が1名で行ってほしいという学校がありました。ある学校は、37%が行ってほしくないというので、ここは子供たちが、朝の9時から夜の9時まで君たちに時間を上げるから好きに計画しなということで、子供たちが自分たちで丸々12時間を計画した保護者の提案というのをやっています。そういうふうに、保護者が参加して学校行事をつくったり、子供が参加するというのがこれからの学校かなと思っているのです。

おくの義務教育学校の話になってしまうのですが、国語の時間に校歌をつくっています。地元の文筆家の方と一緒にやっています。おくのはあと千葉大の美術の教授と一緒に校章を作っています。非常にレベルの高い授業をやっています。そういうことを考えると、地域総ぐるみで保護者や子供も参加しながら、校長先生がリードして自分の学校をつくっていくというのは、これから大事なことかなと思っているのです。

その中で、私たちは法に照らして、授業の基礎基本をちゃんと抑えたり、いじめや虐待の緊急事態はちゃんと引き取ったり、障害児教育は私たちが支援したり、ICTは私たちのほうで支援していったりと、学校に任せる部分と私たちがコントロールする部分と分けたいと思うのですが、できれば学校行事は学校の総意で、地域や子供や保護者とつくって行って、それぞれの思い出が多いものになってくれればいいかなということを考えています。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ルールがあるのはよく承知です。そうは言いながらも、教育委員会がぜひ主導を取っていただいて、修学旅行ですから、統一の平等な教育を受ける方向性をぜひ描いていただきたいなど。ただのサービス旅行ではないので、切にお願い申し上げて、この質問は閉じます。ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。

コロナ禍においても、対応していかななくてはならない人口減少対策の問題であります。最近報道等でクローズアップされておりますが、私はこの問題は以前から行政が取り組むべき問題と思っておりました。このたび都市部のコロナ禍における問題の顕在化やテレワーク等の普及を受けて、地方移住への積極的な取組について御質問させていただきます。

コロナ禍の数か月で生活が一変し、価値観が大きく変わった方が多くいらっしゃると思います。都市部のリスクの顕在化やテレワークの普及による地方移住への関心が高まっていること。地方の人口減少への対応をさらに取り組んでいかななくてはならないこと。都市部に一極化された人口を地方に分散させることといった国の問題を地方都市に当てていきますと、今回のコロナ禍はチャンスと捉えて検討すべきではないかと考えます。当然本市においても例外ではないと思われます。特に茨城県南部は都心へのアクセスのよさや、豊かな自然環境など働きやすく住みやすいというのは言うまでもありません。

一方では、都市に住みながら、茨城県と関わりを持つ関係人口の創出に、STAND I B

ARAKIなどといった新事業を立ち上げましたが、本市としてはどのように考えているのか、御所見をお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 関係人口とは、他のまちから移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を示す言葉です。国の総合戦略の改定の際に、新戦略の柱として、移住者と観光客の中間概念である関係人口の拡大等が掲げられました。都市部への一極集中が止まらない中、一気にゴールの移住へと促すのではなく、その地域に様々なことで関わってもらい、その地域を好きになってもらう関係人口拡大策を、移住の前に組み込み、定住につなげることとしました。

牛久市でもこれまでかっぱ米オーナー制度や、梨の木のオーナー制度等の農業分野での関係人口づくりに取り組んでまいりました。他の自治体では、農産物を受け取れるだけではなく、農業体験やその地域の食文化体験などを通じて、よりその地域を知ってもらう取組を行っております。

芸術イベントなどに訪れる方に一步踏み込んでもらい、ボランティアスタッフとして活動していただいたり、地域づくりに都会の若者の意見を取り入れるため、フィールドワークやセミナーを実施したり、手法は様々ですが、関係人口の増加施策と言えます。当市におきましても、現在策定中の次期総合戦略の中で関係人口増加施策について検討を行っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 次期総合戦略内の検討を細かくお伺いしたいところではありますが、時間があまりなさそうなので、ぜひ検討を切にお願い申し上げて、次の質問に行きます。

コロナ禍の状況は、地方にとってチャンスであるというお話は、先ほどさせていただきました。これを生かして活性化を図るべきと考えます。活用できるほかの補助金等があれば、どんなものがあるのか、お示しいただきたいなと思います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 茨城県では、平成28年4月からいばらきふるさと県民登録制度を開始いたしました。この制度は、茨城県外にお住まいの方に身近なふるさととして茨城県に愛着を持ってもらうことを目的にスタートしました。観光や仕事をきっかけに茨城を訪れた方に、茨城をより身近に感じていただけるよう、協賛企業の割引サービスなどを特典としており、茨城を訪れるリピーターの増加を図っております。

また、東京有楽町にあるふるさと回帰支援センター内に茨城県専門の相談員を配置し、移住相談窓口を設置しており、茨城に興味がある、茨城を知りたいと考える人の相談を受け、お試し居住などから始めてはなどのアドバイスを具体的に行い、関係人口の拡大を図っております。

移住関係の支援金としては、当市も参加していますわくわく茨城生活実現事業がございます。この事業は東京23区内、または東京圏（神奈川、千葉、埼玉の人口密集地域）にお住まいで23区内に通勤する人が、県の運営するマッチングサイトに掲載された企業に就職した場合、もしくは県内で起業した際に、複数世帯100万円、単身世帯60万円の支援金を支給する制度です。起業者の場合、地域課題解決型起業支援金に応募し、採択された場合には最大200万円の支援金が受けられるものです。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） こちらも、本市の独自の補助制度やそのような検討があるのかとお聞きしたいところであります。それは、4番の今後とは併せて、もう一度確認させていただきますので、3番を先にやります。

最近ではテレワークなどの経験が増えて、都市部の若い世代の方々の居住地選びの意識の変化が出てきているとのことであります。一方では、移住後も東京都との縁を切りたくないなどといった完全な地方都市ではなく、関東圏が望まれるとの声が多くあります。

そんな中、北関東3県では大きなチャンスがあり、特に茨城県からは、これまでも都心部へ通勤する方など最も多く、様々な優位性があると考えますが、他の県と比較して県南部に位置する本市ではどのように考えているのか所見を伺います。また、人口増加への住みやすさのアピールなど、周知方法なども取組事項があれば、併せて伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 新型コロナウイルス感染症感染防止のための企業や団体のテレワークの普及は、これまでの事務所の概念を壊すものでした。満員電車で揺られ、通勤し、やっとの思いで仕事に行く。会社は都内に快適な事務空間を整備する。これらが当たり前だった時代は終わりました。

牛久市内でのテレワーク勤務者数がどれほどいるかは分かりませんが、緊急事態期間の電車等の混み具合からすると、かなりの数であることが推しはかれます。

牛久市には、テレワークが主体となる職業の人が住むまちとして有利な点がございます。まずは、システムの不具合など緊急時にどうしても東京に行かなければならない場合、JR常磐線で都心まで1時間であること。成田空港、茨城空港へのアクセスも車で1時間以内と、国内外への移動がしやすい地であること。自然も豊かで生活に不便はなく、自然災害も少ないことなどが挙げられます。

現在、住宅地の供給でひたち野地区は不足しておりますが、対応する事業を検討しており、牛久駅周辺の市街地は空き家、空き地がお手頃な価格で取得できる状況でございます。これらの状況を踏まえ、牛久市への人の流れを呼び込む施策を展開すべく、シティープロモーション

とも連携しながら、次期総合戦略を策定していきたいと考えます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 次期総合戦略の話、具体的な中身をお聞きしたいところであります。ですが、同じ理由によりまして、先ほどの本市の独自の補助制度、検討、今後どのようにしていくのかと併せて、人口増加を目指す準備をコロナ禍の間にしていってほしいと大切に考えます。牛久の魅力を知ってもらいたいところで、関係人口を含めた移住政策、転入者増加の政策を、今後という意味合いで、2番の補助、助成金等を含めた形で、総括ではないのですが、どう取り組んでいくのか改めて最後質問します。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 現在検討しておりますエスカード利活用の一つとして、サテライトオフィス事業者の誘致がございます。緊急事態宣言期間において、在宅でのテレワークが難しい方の存在が明らかになりました。子供が邪魔をしたり、夫婦2人分のテレワークの場所がなかったり、2人分の通信環境が保てなかったり、通信費用の補償額が確定困難であったり、様々な問題が噴出したしました。それらの解決策として、サテライトオフィスが有効だと考えられます。

在宅テレワークの人は、個人向けスペースで仕事ができ、事業主は都内よりも家賃負担を軽減できます。サテライトオフィスの需要は今後伸びていくと思われ、引き続き誘致について検討してまいります。

また、先ほどの総合戦略についてでございますが、現在、次期第4次総合計画の基本構想のパブリックコメント中でございます。この基本構想の下、基本計画を策定し、そして基本計画を、政策分野を横断する形で総合戦略として取りまとめ策定いたしておりますので、具体的なものは策定後、来年度お示しできるかと思えます。

それから、市の独自策についてなのですが、現在牛久市独自の移住者に関する補助制度はございません。ですが、多くの自治体で様々な制度を導入しておりますので、それらをいろいろ調査はいたしておりますので、今後どのような助成が牛久市の制度としてよいのか検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） このコロナ禍の中で、いろんな方がいろいろ見直す機会になったのではないかと考えています。今最後の御答弁にありましたように、現時点では助成制度がないという話でしたけれども、調査研究をされているということで、本社機能を持つ企業家の方とか、補助や支援を検討していただいて、財政収入につながるような形で、いろんな魅力ある政策を御期待申し上げて、この質問を終わらせて次の質問に行かせていただきます。

最後の質問となりますが、牛久シャトーの今後の事業計画についてであります。以前、定例会において、約9,500万円を投じ、設立発足させました第三セクター牛久シャトー株式会社の事業計画は、社長を参考人招致でお招きしお聞きしました。そのように進んでいるとはちょっと見受けられないという、投資金額に見合った成果がないのではないかという市民の声が私のところに寄せられております。コロナ禍の中で、観光業が大変厳しい状況にあることは重々承知しておりますが、このような状況下であるからこそ、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えて、また現況でも集客できる手法を再度改めて検討すべきと考えました。年次5,500万円の賃料も発生し、諸経費も発生しながら税金で対応していることを考えると、この問題は大変な問題であります。それを踏まえて2点の質問をさせていただきたいと思っております。

このたび、日本遺産認定を牛久シャトーは受けました。日本遺産の知名度は低いという評価もある新聞もありましたけれども、私はそう思っておりません。世界遺産を推奨したところ、日本遺産が、文部科学省が推薦して、当然コロナになる前ですけれども、観光の手法として活用していくべきだと国の関係機関の方がおっしゃっていますし、ぜひ一生懸命やっていくべきではないかなと考えます。

その上で、この日本遺産認定を受けた形でどのように商品化をしていくのか、また事業を進めていくのか、並びにどうPRするかなどの、現時点でどう取り組んでいращやるのか、具体策をお示しいただきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 今回の日本遺産認定に関連した事業といたしましては、牛久シャトー株式会社が、牛久シャトー産ワインと、甲州ワインを日本遺産記念セットとして販売しているほか、所有者であるオエノンホールディングス株式会社も日本遺産記念として蜂印香竄葡萄酒のプレゼント企画を実施していただいております。さらに、甲州市におきましても、甲州市営施設ぶどうの丘において、日本遺産認定記念フェアを実施しております。

ワイン文化日本遺産協議会といたしましては、文化庁の国庫補助金を活用しながら、内外からの観光客受入れ体制の整備事業をはじめ、人材育成や普及啓発、観光客嗜好性の調査事業など、ハードとソフトの両面におきまして、甲州市と協議を重ねながら展開していく予定でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 牛久シャトーにつきましては、その早期再生を望む市民の皆様の声も多く寄せられており、牛久シャトー株式会社が自ら運営を行うレストラン、ショップにつきましては、先行してリニューアルオープンをしたところでございます。

オープン当初から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、非常に厳しい状況の中でも

新しい工夫を加えており、レストランにおいて茨城県銘柄豚「常陸の輝き」を使用したメニューフェアの開催や、ショップにおける商品の見直し等、少しずつではありますが、お客様に魅力を抱いていただける工夫に取り組んでいるところでございます。

また、牛久シャトーの最大の魅力の一つでもあるワインの醸造再開に向けても準備を進めており、醸造再開をすることができれば、牛久シャトーにおける購買力の強化、及びレストランでの飲食費収入の増加等へもつなげることができるものと考えております。

新型コロナウイルス感染拡大により、飲食、観光業は大変厳しく、イベント等の開催につきましても慎重に考えなければならず、逆風が吹く厳しい状況ではありますが、常に改善を促し、一歩でも前に進めるよう連携を図ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。日本遺産の特色を生かしたPR方法をぜひ考えていただきたいなと思います。というのは、今さら言う話ではありませんが、単一型とシリアル型という形で、今回シャトーはシリアル型を選択されて認定を受けているわけですから、今お話しされた甲州市との協議会はぜひ前向きに、引き続き継続していただきたいと思うのですが、ただそれをどう商品化するかというのは別の話でして、やはり協議をして、いかに客を呼び込むかという話をクローズアップして、売り込みの形を取ってセールスしていただきたいなと思います。

また、レストラン、ショップに関して再質問していいのかなのかあれなのですけれども、まず市民向けであるのか、観光客向けであるのか、両方の要素はあると思うのですが、どちら向けであるのか明確なコンセプトですよね、これをお聞きしたいなと思います。それによって設定価格等も変わってくると思いますし、今現行ランチでやっていらっしゃるもの、あれは私はまだ食べていませんけど、味とか云々の前に、市民向けの価格帯であれば、あれは高いという評価がすごく寄せられていますよね。だから、例えばそれが外出先の観光地であったときに2,500円でしたっけ、それぐらい出してもいいよねと、感覚が変わるというところの部分で、その辺はどのようにお考えになるのかということです。

あと、もともと早期再生を望むという意見があったという答弁をいただきましたが、これは当然ながら市民感情であったと思います。先に申し上げた第三セクターの設立というのは、投資事業として経営に参画されたと思いますので、その辺をやっていただけるように、経営指導をお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

3番項、2番目となりますが、県とのタイアップ事業についてちょっとお話をさせていただきます。

8月10日の茨城新聞紙上において、キャンプ地に活路という見出しで出ていました。私も

今回の状況下の中で、3密を避けるというものに関して、ほかの同僚議員への答弁にも少し出ていましたけれども、落ち込む観光需要の回復に向けて、キャンプ場誘客に県が乗り出しまして、情報提供、予約の窓口となるポータルサイトの開設、各施設間の連携を促し、利便性や魅力向上を目指した上で、3密を回避できるレジャーとして注目が集まりつつあるとありました。新たな観光コンテンツの魅力発信を県観光物産課が発信しています。このような政策に、コロナ禍の中でも集客、誘客のできる事業として、県と連携を組んで進めていくべきと考えますが、本市の御所見をまずお伺いします。並びに、補助金で活用しているもの等があったり、また予定しているものがあればお示しいただきたいと思えます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、県においては、県内キャンプ場の情報や予約の窓口となるポータルサイトの開設を予定するなど、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込む観光需要回復に向けて、キャンプ場への誘客に力を入れております。

牛久シャトー株式会社においても、キャンプ場についてはアウトドアの人気を背景に、取組の一つとして当初から検討しておりました。市といたしましても、園内の未活用エリアの活用方法の一つとしてキャンプ場の誘致について支援してまいりました。現在のところ誘致には至っておりませんが、市としてもキャンプはコロナ禍でも3密を回避できるレジャーとして人気が高まってきており、牛久シャトーを活性化させる有効な手段の一つとして認識しております。

また、牛久シャトーの利活用等については、検討を行う市職員のプロジェクトチームにおいてもキャンプ場誘致の検討がなされ、現在牛久シャトーにおけるキャンプ需要を図るためのイベントを企画しているところでございます。本イベントの開催においては、県の補助事業であるいばらき観光誘客推進事業への補助申請を行っており、補助金を活用したイベントの開催を考えております。

今後とも県との連携を図りつつ、キャンプ場の誘致も含め、様々な可能性を考えながら、事業に取り組んでまいります。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 御提案といいますか、キャンプ場の誘致に取り組んでいくということで、非常にありがたい御答弁でありました。ぜひ前向きに進めていただきたいと思えます。

最後になりますが、3点の質問をさせていただきました。コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいる中で、現状、子供たちへの本市独自の対応であったり、将来への政策提案、現況の投資への課題、特に投資には回収というコンセプトの中、貴重な税金を投入し、経営に参画したことでもあります。投資した株主の責任として、経営陣に大いなる経営指導力を発揮することを御期待申し上げて、さらには本市の市民の皆様には有益となる選ばれるまちを継続していく

ことを切にお願い申し上げて、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石原幸雄君） 以上で、10番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時20分といたします。

午後2時08分休憩

午後2時19分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子君。

〔15番須藤京子君登壇〕

○15番（須藤京子君） 皆様、こんにちは。市民クラブの須藤京子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

では、1問目、令和元年度決算から見る行財政運営と今後についてであります。決算については、使ってしまったお金のことだからと議会でも関心が薄いという嫌いがあります。しかしながら、市民の負託を受けた議員として、事業執行、財政状況をチェックし、明らかにしていく責務があると考えていることから、質問してまいりたいと思います。

まず、令和元年度決算の総括として、収支の状況及び財政指標から見た財政状況について質問いたします。

1つ目は、財政収支の状況です。令和元年度の決算は、歳入歳出とも過去最高額となりました。その主な要因としては、ひたち野うしく中学校の建設やクリーンセンターの延命化事業の最終年度に当たることにより事業費が増加したということですが、平成30年度の決算ではこれらの事業の影響で、単年度収支、実質単年度収支が赤字という状況に陥っておりました。それが令和元年度では実質単年度収支は赤字ではあるものの縮小されております。令和元年度の財政収支について、市税、繰上償還も含めた公債費、単年度収支と実質単年度収支、繰出金、基金取崩し等の増減の要因、あるいはその背景について伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 令和元年度決算につきましては、ひたち野うしく中学校の建設、クリーンセンターの延命化事業において継続事業の最終年度である令和元年度の事業費が増額となったことにより投資的経費が大きく増加し、これらの事業実施の財源として、国庫補助金の活用、地方債の発行、基金の繰入れを行ったことにより、決算総額は歳入313億4,000万円、歳出298億1,000万円と過去最高額となりました。また、市税は市民税や

固定資産税の伸びにより1億7,000万円の増額となり、幼児教育・保育無償化に伴い、地方特例交付金1億3,000万円、扶助費が2億4,000万円増加し、公債費は後年度における財政負担の軽減を図るため繰上償還を実施したことにより、2億9,000万円増加したことも歳入歳出決算を押し上げた要因となっております。

単年度収支につきましては、実質収支が1億1,506万4,000円増加しており、予算の計画的な執行により、不用額が2億5,981万6,000円増加したことが大きな要因として考えられます。

また、実質単年度収支につきましては、単年度実質収支が黒字であったものの、さきに述べたとおり、大型投資事業の財源として、財政調整基金8億4,660万6,000円を取り崩したために赤字となったものでございます。

これまでも大きな財政需要に対して、市民に対するサービスを低下することなく、計画的な財政運営に努めてまいりましたが、引き続きしっかりとした計画の下に、まちづくりに取り組む姿勢は固持するとともに、今後の社会情勢の変化に注視しながら健全財政に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 御答弁の中で、単年度収支について、不用額の増加によって改善された面もあるということではございました。この不用額の増加は計画的な予算執行の成果ということではありますが、別の見方をすれば、当初予算の計上額が過大だったとは言えないのか。積算の妥当性も問わなくてはいけないと考えます。こうした不用額については、事業のPDCAサイクルの観点からも検証し、今後の予算編成に生かしていただきたいと思えます。

では、次に経常収支比率について質問いたします。

地方自治法には、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとの条項があり、市の財政運営を判断する上で経常収支比率は大切な指標であると考えております。

令和元年度の経常収支比率は91.2%ということで、平成30年度の93.1との比較においては改善されたということになります。しかしながら、直近の数字を見てみても、財政の硬直化は常態化していると言えます。都市機能が整備された地方都市にあつては、こうした傾向はやむを得ないと理解しておりますが、積極的なまちづくりに大きな影響を及ぼしかねない状況は、改善していかなければなりません。

そこで、経常収支比率を算出するに当たって、その構成費目、義務的経費である人件費や扶助費、公債費、また物件費等について、元年度はどのような変化があったのか。その傾向についてどう分析しているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 令和元年度の経常収支比率は、前年度比1.9ポイント改善し、91.2%となりました。人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費における経常経費充当一般財源につきましては、人件費は職員給及び退職金の減により2,244万5,000円減少し、扶助費は幼児教育・保育無償化に伴い、事業費は増加したものの、その財源として国庫補助金等により賄われていることから6,040万2,000円減少しております。また、公債費は平成27年度債の元金償還開始により1,631万円増加しましたが、義務的経費の経常収支比率につきましては、前年度比1.2ポイント減の46.0%となりました。また、物件費につきましては、消費税額の増額等による需用費や役務費の増加により、経常経費充当一般財源が3,422万6,000円増加したもので、前年比0.1ポイント増の21.1%となりました。

経常収支比率につきましては、令和元年度におきましても90%を下回ることなく、依然として高値で推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化により、今後においても市税等の減収が見込まれておりますが、引き続き歳入の根幹である市税の確保に努めるとともに、事務事業の効率化などを進めながら、財政の硬直化につながらないよう経常経費の削減に努めてまいります。

私たちは今来年、再来年の財政を見越した上で、恐らくというか、当然といえますか、我々に来る一般交付税が少なくなると想定しています。このようなコロナ禍の中で、そういうものの来年、再来年は恐らく低くなるものと思っております。また、今回も非常に不用額がいろいろなイベントの中止により出ております。それを使うのではなくて、それもしっかりと置きながら、しかし今できることを、不用額でもし充当できて、効果的な場面があれば、その不用額を基にそういう事業を進めてもいいのか、2年、3年かかるものを、その不用額で今やってもいいのではないかという話もしています。ですから、そういうものの考え方、それからこれからの交付金が減る、また扶助費が増える、その辺のかじ取りをしっかりとすることによって、2年、3年の牛久の財政がもっと違う方向に行くのではないかと私たちは思っております。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） では、次に歳出を性質別に見たら、どういう状況なのか。住民1人当たりのコストで言えば、どういう金額になるのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 令和元年度の市民1人当たりのコストにつきましては、扶助費は幼児教育・保育無償化に伴い3,008円増加し、7万7,939円となり、公債費は、今後の公債費の抑制を図るべく繰上償還を実施した結果3,437円増加し、2万7,500

円となりました。

投資的経費につきましては、ひたち野うしく中学校の建設及びクリーンセンター延命化の事業費の増額に伴い2万6,023円増加し、6万2,516円となり、また物件費はひたち野うしく中学校の開校準備等により2,076円増加し、5万8,643円となりました。

その一方で、繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金が県からの繰入金の増加により大きく減少し、2,324円減の3万214円となり、積立金は財政調整基金等の積立額の減少により、2,687円減の9,573円となっております。

今後におきましては、扶助費の増加や公共施設総合管理計画に基づく計画的な施設の更新等による維持補修費、投資的事業の増加が見込まれておりますが、先ほども申しあげました物件費等の経常経費のさらなる抑制、また公債費の適正管理に取り組みながら、財源の確保に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 毎年総務省に提出されている財政状況資料集では、平成30年度までが発表されております。この資料集の住民1人当たりのコストを見てみると、平成30年度の人件費は全国の類似団体86団体中64位となっております。金額ベースで見ると、全国平均が7万3,217円、茨城県平均6万2,568円、類似団体平均5万7,145円ですが、牛久市は4万9,363円という状況でした。義務的経費の抑制という観点から見れば、人件費は低いほうがよいということになると思います。しかしながら、人件費の抑制が物件費の増加につながる一因ともいう側面もあり、また行政の継続性や職員募集の観点から見れば、マイナス要因となっているのではないかと考えます。

また、扶助費の増加は頭の痛い問題と言われてはいますが、類似団体との比較で見れば、支出は決して高いほうではありません。国の施策中心の福祉行政から、牛久市の未来につなげるための独自の施策展開を検討していくことも必要ではないかと考えます。なかなか難しいかじ取りですけれども、財政の状況を大きく見て、またマクロから、そしてミクロから考えていただきたいと思います。

では、次に財政力指数と地方交付税額の近隣自治体との比較について伺います。牛久市の財政力指数は平成20年度の0.979が最高値で、それ以降下がり続け、令和元年度は0.871となっております。こうした財政力指数の悪化傾向の背景には、基準財政収入額に比して、基準財政需要額の伸びが社会保障関係経費の増加などにより大きいこともあり、また地方交付税が国の地方財政計画により変動することも鑑みれば、牛久市特有の問題とは思えませんが、近隣自治体との比較においてはどうか伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 近隣自治体における財政力指数等の状況につきましては、土浦市が財政力指数0.877、地方交付税額37億9,000万円、龍ヶ崎市が財政力指数0.763、地方交付税34億円、取手市が財政力指数0.683、地方交付税65億4,000万円、つくばみらい市が財政力指数0.804、地方交付税24億9,000万円となっております。

牛久市におきましては、財政力指数が0.871、地方交付税が19億円となっており、近隣自治体で最も人口規模に近い龍ヶ崎市と比較いたしますと、基準財政収入額が13億4,000万円多く、基準財政需要額が2億3,000万円多いことから、普通交付税につきましては11億5,000万円低い結果となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 近隣自治体との比較も一概には言えませんが、引き続き牛久市においては人口増に結びつくようなまちづくり、市政運営に努めていただきたいと思うところです。

では、次に今後の財政運営について質問いたします。

まず、決算分析を市政運営におけるPDCAサイクルに生かしていく取組についてであります。決算は700にも及ぶ事業執行の結果であり、市役所職員がどう仕事に取り組んだのか、その積み重ねの結果であるとも言えます。民間では、PDCAサイクルは前例主義に陥ってしまいがちで古いとも言われておりますが、PDCAのメリットは継続的に事業の質の管理や業務改善ができる点にあり、決算時の分析が予算編成に生かされ、行政運営が向上していくものと考えます。市としては決算をどのように捉えているのか、それぞれの分析をどう生かそうとしているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） これまでも当初予算編成時におきましては、決算の結果を踏まえながら、経常経費の削減を図るため、物件費等の査定を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中におきましては、事業内容の見直しや事業の取捨選択をする上で、事業内容の評価については、これまで以上に重要なものと認識しております。

そのためには、職員一人一人がコロナ禍における社会情勢に対する認識を十分に持ちながら、これまでの市民サービスの内容で問題はないか、今後において市民から求められているサービスは何なのかなど、令和元年度の決算の評価並びに現在の執行状況を勘案しながら、事業の見直し及び再構築を検討しなければならないものと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 決算分析の結果は、職員一人一人がしっかり受け止め、事業改善や予算編成に生かしていただきたいと重ねて申し上げ、次のウイズコロナ時代の行政運営と財源

の確保について質問いたします。

今後の行財政運営において、これまでとは大きく変わらざるを得ない問題が、新型コロナウイルス感染症への対応です。新型コロナウイルス感染症は、私たちの暮らしそのものを大きく変えました。経済に与える影響も深刻で、経済対策は国を挙げての課題となっています。感染症の収束が見えず長期化する中で、これからの行政運営や財源の確保をどう考えるのか、予算編成が始まる時期でもあり、市の方針について伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、新たな行政需要につきましては、令和元年度末から既に生じており、またこれまで実施してきた事業におきましても、内容の見直しや再構築が求められるとともに、新たな行政需要は財政運営上負担となることが見込まれることから、それらに伴う財源の確保の必要性は十分認識しているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、今後税収等の減収が見込まれる中、ますます財源の確保は厳しい状況となってまいります。しかしながら、市民サービスの低下につながらないよう、事業内容の評価等による事業の見直しや再構築の検討を進めながら、コロナ禍といった前例のない事態であっても、市民の士気が高められ、また感染症対策をはじめとした様々な対策を実施することにより市民の安全・安心が得られるよう、真に市民が必要としているサービスを提供するとともに、社会変化に対応した効率的かつ効果的な財政運営により一層努めてまいります。

また、これらの事業を実施するため、市税の確保はもとより、経常経費の削減に努めるとともに、財政調整基金をはじめとした基金を有効に活用しながら、財源の確保に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） コロナ対策に当たっては、国・県主導の政策判断により変わっていくものと思いますが、市民、そして市内事業者、そうした方々の声は直接市に届いてまいります。市民の暮らしが成り立っていくよう、きめ細やかな施策展開、予算配分となるよう、お願いしたいと思います。

それでは、2番目のコロナ禍における障害福祉サービスについての質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、様々な分野に計り知れない影響を及ぼしていますが、とりわけ障害のある方々には解雇や大幅な減収など厳しい就労状況、経済状況に陥るケースが起きています。また、感染症予防の観点から、人と人との接触を回避することが求められ、福祉サービスを利用する人にも、そして提供する事業所職員にも深刻な事態が生じております。

そこで1つ目、コロナ禍での障害者への影響と対策について質問いたします。視覚障害者へ

の情報提供及び申請に関わる支援体制、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援等におけるヘルパー不足の影響、学校臨時休業時の重度障害児医療的ケア児の事業所の受入れ状況、またDV、虐待、暴力等の相談支援体制、以上4点について御答弁ください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） コロナ禍により障害者が影響を受けたサービスといたしましては、まず視覚障害者を対象とした声の広報の中止が挙げられます。声の広報の作成作業において、密接、密集、密閉を避けられない状況があることから、現在も活動を中止しております。そのため、FMうしくうれしく放送で広報紙の読み上げをお願いし、市から個別に電話等でフォローする対応を実施しています。

障害のある方への情報提供の方法については特に配慮が必要だと考えており、情報格差による不利益等が生じないように、民生委員や障害福祉サービス事業者等の関係機関の協力をいただきながら、きめ細やかな対応に努めてまいります。

次に、障害福祉サービスの提供状況ですが、障害者の生活維持に直結するヘルパー派遣事業や児童の放課後等デイサービスについて、利用実績を感染拡大前の令和2年2月と外出自粛期間中の5月と比較してみると、ヘルパーの派遣事業では利用者が4人減、放課後等デイサービスの利用者は15人減となっています。利用者減の原因は、利用者自身の利用控えで、ヘルパーなどの人材不足による事業者の都合ではないと報告を受けております。現状では、利用者数もほぼ通常に戻っております。

また、コロナ禍における影響により、家庭内等でのDV、虐待、暴力等が増加していることが新聞等で報道されています。牛久市においては市や関係機関等からこうした具体的事例の報告はありませんが、潜在的な問題は少なからずあると考えておりますので、関係機関に対してさらに注意喚起を行い、連携しながら課題の早期発見、介入に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 御答弁では、牛久の状況はそれほど深刻な事態に陥っていないように受け止めました。しかしながら、感染症が収束せず長期化する状況下にあっては、もともとあった福祉介護業界は人手不足の問題に加えて、財政面で閉鎖やサービスの縮小が起りかねません。そうすると、多くの家庭が支援のない状態で放置されるという状況に陥りかねないのです。

そこで、障害のある方が安心して生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制を堅持していくため、サービスを支える事業者等の現状とコロナ対策について、まずコロナ感染症の疑われる事案が発生した場合のPCR検査と発生時の対応、自粛要請等で休業を余儀なくされた社会福祉施設、事業所への財政的支援、以上の2点について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 障害者の生活を支える上では、障害福祉サービス提供事業所の役割は大変重要なものであり、コロナ禍においても事業所の工夫と努力により事業を継続していただいているところです。

3月末には神栖市において、障害福祉サービス提供事業所でクラスターの発生事例がありました。神栖市の事例では、市は保健所と連携し、いち早く情報を集め、さらなる感染拡大防止のため、利用者に対して複数事業所を利用しないようお願いを出すなどの情報発信に力を入れたと聞いております。

サービス提供事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、県保健所がPCR検査の実施や感染拡大予防対策の指導等で対応していくこととなりますが、市においては保健所や事業所と連携しながら迅速に情報収集に努め、事業所や利用者が風評被害等に遭わないよう、正しい情報発信に努めてまいります。

また、多くの事業所がこの困難な状況に対応していくため、財政面も含めて厳しい状況に立たされています。幸いにも牛久市民が利用している事業者には、現状で休業等を実施した事業所の報告はありません。社会福祉施設、障害福祉サービス事業所への財政支援としては、雇用調整助成金の特例や福祉医療貸付制度等があります。各制度の窓口は市ではありませんが、相談がありました際は、申請先の案内等の情報提供を行ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 新型コロナウイルス感染症が発症した場合の対応は、県の管轄ということもあり、市が関与する部分は限定的だと思います。しかしながら、感染症が発生した場合に当該施設や事業所等が連携できる医療機関をあらかじめ指定するなど、バックアップ体制を整備し、感染症対策が円滑に行われるよう、平時に構築することも大切ではないかと考えます。こうした対策をどのようにお考えなのか、強化していただきたいと思えます。

また、牛久市内でも65歳以上の障害女性がこれまで受けていた在宅福祉サービスが、事業所の在宅部門からの撤退により変更せざるを得ない状況となり困っているとの相談も寄せられました。65歳以上ということで介護保険が優先されることから、制度の問題もありますが、利用率が低い在宅サービスは今後も事業撤退が起きかねません。こうした問題は一自治体で解決できる問題ではありませんが、サービス提供事業者の運営状況については、アンテナを高くし、相談体制の強化をお願いいたします。

では、次に、コロナ禍で顕在化した課題と今後への対応について質問いたします。

ただいまも申し上げましたが、コロナ禍は福祉サービスの利用者にも提供者にも深刻な事態を引き起こしています。また、新しい生活様式への対応が求められるなど、新たな状況も生ま

れています。障害のある方の中には、その障害特性によって、こうしたことへの対応が困難な方もおります。そうした場面ごと、細々とした点も含めた課題に対しての対応が、障害者を支える家族や事業者任せでは、今度は皆さんが疲弊し、潰れていってしまいかねません。こうした事態に陥らないよう、まだ余力があるときに現状を分析、検証し、対策を立て支援していく必要があると考えますが、市のお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 障害者への福祉サービスを提供していく上で、障害者には独特のこだわりや習慣があるため、コロナ禍においてはさらにその方の特性に合わせた支援をしていくことが重要となっています。例えば、新型コロナウイルス感染予防対策としての3密やソーシャルディスタンスについて、障害をお持ちの方はその内容を理解し行動することが難しい場合も多く、マスクの着用についてもいつの間にか外してしまうなどの行動に対して、事業所職員は個別の特性に配慮しながら、いつも以上に注意を払って対応している状況となっています。

また、カリキュラムの変更や昼食時間をずらすなど、3密にならないよう環境の工夫をしながらサービスの提供を行っており、事業所職員の負担は増えていると考えております。

また、長期化するコロナ禍において、感染予防の行動が困難な場合に、障害のある方が差別を受けないように、障害をお持ちの方への理解に対する啓発普及が重要と考えます。

障害をお持ちの方が、コロナ禍であっても日常生活及び社会生活を安心して送れるように、障害福祉サービス事業所をはじめ、障害福祉施設で新型コロナウイルスの感染予防には細心の注意を払っていただくとともに、市におきましても、障害者への福祉事業に支障を来さないよう、県や関係機関と連携し、必要となる支援を実施してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 障害の方は、その障害特性によって、様々な困難をこのコロナ禍の中で感じておられます。視覚障害の方は、見えないことによる情報をいかに受けるかということで、手を差し伸べ、そしていろんなところに触りながら歩かなければ、場所によってですが、そういう場合もあります。

そしてまた、知的障害がある方々は、この一つ一つの動作、この意味づけが分からず、これができない。家庭における場合は、それはそれとして御家族がいろいろ御指導なさいませけれども、いろいろなところに行って、その方々がどういうふうにしたらいいのか。これをやはり障害をお持ちの家族の方だけではなく、事業者だけではなく、一緒に共に考えて、そして安心・安全という形で家族も外に出て行くことを見守っていけるよう、それはなかなか難しいとは思いますが、よりきめ細やかないろいろな対策を、今まだ牛久はそれほど感染者が多くない

し、どこに行くのも怖いという状況ではないと思います。だからこそ、こうしたときにお考えをいただいて、そしてその対策を立てていただきたいと思います。

では、最後の質問に移りたいと思います。日本遺産認定を生かした牛久シャトーの活性化策について質問してまいります。

牛久シャトーが念願の日本遺産に認定されました。日本遺産認定は、牛久市にとって3年越しの申請ということで、これまでの市の積み重ねを評価したいと思います。

そこで、この認定を好機と捉え、さらなる飛躍を遂げるために、牛久シャトー株式会社との連携を含め、市としては今後何をどうしていくのかについて伺いたしたいと思います。

まず、1つ目、日本遺産を生かした牛久シャトーの活性化策について、ワイン文化日本遺産協議会の取組について質問いたします。

ワイン文化日本遺産協議会は、日本遺産に認定された日本ワイン140年史のストーリーを構成する牛久市と甲州市が一体で観光事業などに取り組むための推進母体として設立したもので、去る7月16日根本牛久市長、鈴木幹夫甲州市長により、牛久シャトーで調印式が行われました。このことは新聞等で報道されましたが、牛久シャトー復活へ大きなはずみをもたらすニュースにもかかわらず、市民にはまだまだ認知されておりません。さらに言えば、シャトーのレストラン再開も知らない市民がいるということも併せ、たとえコロナ禍という状況下であっても情報が行き渡っていないことの証左であると思っております。

情報発信力で言えば、甲州市のホームページやフェイスブックのほうが格段に充実していることから、牛久市の取組は当初から出遅れているのではないかと、そういう思いを強くいたしました。この協議会の活動は、まだまだこれからということなのでしょうが、今後の取組について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ワイン文化日本遺産協議会の役割といたしましては、今年度日本遺産に認定された「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～」について、牛久市と甲州市相互の連絡調整を円滑に行い、一体的な事業の展開を図ることを目的に設立されました。

現在、協議会では日本遺産認定エリアの観光客の嗜好性に関する調査事業、日本ワイン関連商品開発事業、日本遺産認定ストーリー及び構成文化財に関する認定地域小中学校向け漫画作成事業、日本遺産観光ツアーガイド育成事業を展開する計画で、文化庁に補助申請を行っております。

ハード面におきましては、日本遺産ビジターセンター設置などの受入れ体制の構築・整備事業をはじめ、専用ウェブサイト作成や多言語対応案内板設置など、牛久シャトーへの集客を見

据えた事業を展開していく予定です。

一方で、牛久シャトーの文化財としての価値を生かしながら、内外からの集客につながるようなソフト面での充実を視野に入れ、市内の高校生など若年層からの企画を、様々な形で積極的に取り入れることも考えております。

具体的な実施内容につきましては、今後文化庁のヒアリングを受け、補助金の対象事業に採択されるか確定されてまいりますので、現段階ではまだ取組内容を広く市民へ発信できていない状況でございます。具体的な事業内容が確定いたしましたら、学校をはじめ、各年代層へ向けて情報発信を行ってまいります。

また、協議会の今後の取組に対する牛久シャトー株式会社との関わり方についてでございますが、牛久市における日本遺産認定の主要な構成文化財は牛久シャトーでございますので、補助事業を展開するに当たっては、牛久市の場合にはそのほとんどを牛久シャトーを拠点として実施することになります。そのため、事業実施に際しましては、当然運営する牛久シャトー株式会社と十分に協議を重ねる必要がございます。文化財を保護、継承しながらも、今後より継続的な集客効果を生み出せるような成果を目指して、連携して事業展開していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 協議会の活動、具体的なことはこれからということが、そしてその方向性も見えました。今後シャトーがどういうことをしていくのか、こうした情報発信力を強化していくというのは、いずれのことでも必要だと思います。

市民クラブは、この7月に北海道の池田町などを視察してまいりました。その池田町のワイン城で知り合った茨城県出身の男性がいらっしやいまして、この方は地域おこし協力隊として北海道のある町の広報戦略等に携わっておられました。北海道が好きで、その北海道の魅力を発信したい、その熱意が私たちにも伝わってくるような、ほんの短い交流でしたが、そういうことを感じるような青年でございました。私たちの中だけではなく、ちょっと外部からの視点を入れる、こうした地域おこし協力隊の活用もいかがかと改めて思った次第です。

それでは、次に観光施設としての環境整備について質問いたします。

牛久シャトーの活性化の柱は、市の観光施設としていかに国内外にアピールできるかという点にあると考えます。国内向けには日本ワインの発祥の地としてのブランド力を強調し、インバウンド向けでは日本ワインへの理解や興味が湧いてくるような仕掛けと多言語化対応が必要となってきます。

また、現在閉鎖中の本館を公開していかれるよう、施設の改修も必要となってきます。こうした改修事業などは、牛久シャトー株式会社でできることではないことから、牛久市が積極的

に関わっていかなければならないと考えているところでございます。財源としては、日本遺産に関連する補助金や観光地の補助金等もあることから、様々な手法を使うことによって実現していけるのではないかと考えます。牛久市のお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 現在、牛久市では日本遺産認定に加えて、今年5月に法整備されました文化観光推進法の拠点計画の認定につきまして、牛久シャトーでの認定取得について準備しているところでございます。

この拠点計画とは、新たな文化・観光の振興、地域の活性化には文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であるとの考え方から、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、基本方針・拠点計画、地域計画を策定し、文化庁が認定を行うもので、牛久市はこの認定を目指しているところでございます。この認定を得られた場合には、新たな国庫補助金を活用でき、日本遺産認定事業と併せ、双方の補助金の長所を生かしながら、牛久シャトー内の環境整備をさらに進めることができると考えております。具体的には、国の重要文化財である本館の階段部分における手すりの設置や空調機器の新規導入などについて文化観光推進法の補助金が導入できないか、所有者であるオエノンホールディングス株式会社並びに文化庁、茨城県とも協議をしております。

さらに、別の補助事業として、観光庁による誘客多角化等を目的とした魅力的な滞在コンテンツ造成事業の国庫補助も視野に入れております。具体的には、民間企業と連携し、先端技術であるサウンドARを活用し、新たな集客コンテンツを生み出す実証実験を牛久シャトーにおいて行う企画を考えているところでございます。

今後につきましても、国や県の補助事業をはじめとする情報収集に努め、各関係省庁の補助事業を最大限に活用しながら、日本遺産認定を発端に、牛久シャトーを文化観光拠点として整備していけるよう努力してまいります。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） シャトーの整備事業でございますけれども、今東電と一緒に調印した事項ございまして、シャトーの左側に電柱もございまして。あれがちょっと景観的にどうなのか。そして、来年オリンピックの聖火が入ることもあるし、結構フィルムコミッションとかいろいろやっていますので、東電にお願いして、最初は経費を相当取られるという話だったので、何とか粘り強い交渉をした結果、ただでやってくるということで、本当は7月頃と言われてましたけれども、ちょっといろいろ事業の遅れで11月頃までにはできるのじゃないかということで、また景観が変わることによって、我々もうちょっと、今スポットとか、そういうも

の、夜に映える、そういうスポットの研究とか、中のいろんなことでちょっともう少しライトアップのことも考えようという話を今やっております。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 観光施設としての整備、市長をはじめ、執行部の多くの方々の御協力の下、観光客が来て、さすがだな、そういうふうに見えるシャトー通り、そしてシャトーの景観をつくっていただきたいと思います。

それでは、次にブドウ栽培、ワイン醸造の展望について質問いたします。

牛久シャトーの活性化に向けた取組の中で、最重要課題は牛久産のシャトーワインを造っていくことだと私は考えております。市民クラブは、先ほども申し上げましたが、北海道池田町のブドウ・ブドウ酒研究所、通称ワイン城を視察してまいりました。池田町の公営事業である十勝ワイン醸造の歴史は、約50年前、町の財政危機を救うために、町の職員や町長の決断により始まり、酷寒の地で幾多の困難を乗り越え、世界トップクラスまでに育て上げたという一大物語でもありました。当初から町が中心となつてのワイン製造であり、多くの町民がこうした苦難の道のりを共に歩き、支えてきた歴史が現在の池田町には脈々と受け継がれておりました。

その1例が、池田町では中学生がブドウの収穫体験などを行い、その収穫したブドウを使って醸造したワインを成人式の日にはプレゼントするという事業がございました。子供たちの成長とともに熟成していくワイン、心に響くエピソードでした。牛久市の牛久シャトーは、民間企業がずっと所有してきたということから、池田町との大きな違いがここにあるということを改めて認識した次第です。

牛久シャトーが市民にとっての共有財産となるには、こうしたブドウ栽培とワイン醸造が必要不可欠なのかもしれません。しかしながら、ワイン醸造が軌道に乗るまでは、現在でも容易ではないと推察いたします。それを市としてはどこまで支援していくのか。公としての覚悟と責任の所在をはっきりしていく必要があると考えます。市のお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 牛久シャトーは、ブドウの栽培から醸造、貯蔵、瓶詰め、出荷まで一貫した製造工程を有する日本発の本格的なワイン醸造場として発展を遂げ、この歴史が認められ、先日の日本遺産の認定に至ったものでございます。

牛久シャトーの再生に当たっては、これらの歴史やストーリーは大変意義深いことであり、牛久シャトーにおけるワイン醸造の復活を目指し、鋭意取組を進めているところでございます。

まず、ブドウの栽培につきましては、御存じのとおり、現在においても牛久シャトー敷地内では既に行われておりますが、牛久シャトーのほか、久野町にある茨城農芸学院でもブドウ栽

培の準備を進めていただいております。茨城農芸学院のブドウ栽培につきましては、以前に協力を提案したところ、非常に前向きに捉えていただくことができ、現在は茨城農芸学院内の数か所で試験的な栽培が行われており、既に牛久シャトー株式会社の社員がブドウ栽培の指導に訪問したり、また茨城農芸学院の職員が実際に牛久シャトー内での作業の様子を見学に来るなど、来年度から本格的に共生プログラムとして取り組んでいただくための準備を進めております。

今後は、牛久シャトーや茨城農芸学院内だけではなく、牛久市内の農地の活用や農業生産法人うしくグリーンファームとの連携等も含め、牛久シャトーを中心としたブドウ栽培の拡大等の余地を模索してまいりたいと考えております。

次に、ワイン醸造につきましては、早期の再開を目指し、現在再開に向けた計画、醸造責任者等の人選を進めているところでございます。6月20日に営業再開した牛久シャトーのショップでは、ワインの売れ行きが好調であり、中でも特に牛久シャトーの絵柄ラベルのついたワインが多く購入されているとの報告をいただいております。これは、牛久シャトーの持つワインのイメージの強さや、牛久シャトーのワインを待ち望むお客様が多いという傾向の表れであろうと捉えております。

今後、牛久シャトーでのワイン醸造が再開し、製造されたワインにつきましては、商工会や市内酒販事業者等とも連携を図り、市内での流通強化を図るとともに、日本全国への発信へと広げてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 牛久シャトーにおける牛久市のブドウによる牛久産のワインができる、これはやはりこの牛久シャトーの活性化の肝になる部分だと私は考えます。これまでオエノンという民間事業者が所有していた牛久シャトーワインということは、私たちは常にお客さんでしかなかった。私たちのワインといま一つ呼べるような実感が持てなかったのではないかと考えます。ここが第三セクター、牛久市が出資した会社を中心となって行っていくということでは、このブドウ栽培、そしてシャトー、ワイン造り、これが私たち共有の財産、先ほど池田町のことで申しましたけれども、中学生がその成人式の日、自分たちが摘み取ったブドウがワインになって送られてくる。そんな思い出が牛久市でもできるといいなということ、私は今後の中で希望していきたいと思っております。

それでは、最後に、牛久シャトー株式会社の経営安定化策について質問いたします。

牛久シャトー株式会社は、このコロナ禍の中でシャトーが一番輝く季節にオープンできず、旧ラ・テラス・ドゥ・オエノンはテナント誘致が進められ、出店を検討する事業者もおおりになったようですが、コロナ禍で見合せになったといううわさも聞いており、船出早々に厳しい

経営状況に置かれていると心配する市民の方もいらっしゃいます。また、樹木の管理も思うようにならないだろうと、草刈りの手伝いを申し出る方もいらっしゃいます。

今後、牛久シャトーの保護、観光振興の要として復活していくためには、何よりも牛久シャトー株式会社の経営が安定していかなければなりません。シャトー株式会社と市との間では賃借料が設定されておりますが、協定書では経営状況により3年間は猶予されるということになっております。しかしながら、このコロナ禍による深刻な事態は、当初予測もできなかったものであり、第三セクターという立場から、民間同様の国の給付もままならない状況に置かれるということを鑑みると、猶予ではなく、免除も検討すべきではないかと考えております。また、財源不足への対応としては、市民によるクラウドファンディングも検討すべきではないでしょうか。市は、牛久シャトーを守っていくためにも、株式会社の経営安定化策に真剣に取り組むべきと考え、市の方針を伺うものです。よろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 牛久シャトーレストランとショップの2店舗につきましては、当初4月中のオープンを目指して準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大による国の緊急事態宣言の発令により、オープンを延期せざるを得ない事態となりました。このため、2か月遅れの6月20日にオープンとなりましたが、コロナ禍においては3密を防ぐため、座席数を大幅に減らす必要があるなど、厳しい経営を余儀なくされております。

コロナという特殊な状況下において経営安定化を図るためには、牛久シャトー株式会社が負担する土地や建物の賃借料を、猶予ではなく免除すべきとの御意見でございますけれども、コロナ禍で飲食業の売上げが激減するなど、多くの企業が経営危機に陥っている状況を鑑みれば、牛久シャトー株式会社も決して例外ではないものと考えております。誰もが予測し得なかった事態の中、経営努力にも限界があり、先行きが見通せない不安がございます。しかしながら、あくまでも猶予が前提であり、年間賃借料5,544万円の免除となれば、その財源は税金となりますので、今後の経営状況などを見極めながら、慎重に結論を導いてまいりたいと考えております。

次に、経営安定化のための牛久市の支援につきましては、除草作業や甲州市とのワイン文化日本遺産協議会で計画しております観光ガイドなど、市民によるボランティア支援をはじめ、資金の提供を得て事業を行うクラウドファンディングの積極的な活用や、誘客多角化に取り組む茨城県との連携を図りながら、牛久シャトー株式会社の収益向上のための支援に取り組んでまいります。

なお、レストランにおきましては、9月1日から30日まで、茨城県銘柄豚「常陸の輝き」を使用しましたメニューフェアを茨城県と連携して開催しておりますので、ぜひ議員の皆様にも

牛久シャトーへお出かけいただければと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 昨日も同僚議員の質問の中で、茨城県の職員の方がこちらを視察され、そして市の職員とも意見交換を行ったというようなことでした。県の職員の方も、県南地域の観光振興のために、このシャトーのポテンシャルは高いとおっしゃっておられたというように伺っております。県も熱い視線、県北に偏りがちな観光振興を県南にもという思い、そうしたものを受け止めていただき、やっともったシャトーの明かりでございます。この火を消さないよう、それは牛久シャトー株式会社を守っていくということにも一方あり、そしてそのことは牛久市全員の共有の理解の下でなければならないとも考えます。そうした市民の方々への御理解もいただくようなことも併せて、牛久市はその方向性を示していただきたいと思っております。

以上、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で、15番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時30分といたします。

午後3時19分休憩

午後3時30分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番長田麻美君。

〔4番長田麻美君登壇〕

○4番（長田麻美君） 改めまして、こんにちは。本日最後の登壇となりました日本維新の会、長田麻美でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、ウイズコロナ時代の市民の健康を守る施策と、自治体の対応について質問させていただきます。

ウイズコロナの時代に突入し、今までとは違う様々な新しい課題が多く出てきました。コロナ禍の中では、高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化しやすいため、日頃の健康管理がさらに重要と考えます。市民の健康を守るためには、市民が健診を受け、その結果に基づき、健康な生活習慣を実行することが大切と言われております。

今年度から特定健診の自己負担金を1,800円から1,000円に、800円値下げをしておりますが、どのような効果を期待して実施したのか、またその効果は出ているのか、現状をお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 市では、特定健診の受診率向上を図るため、未受診者への受診勧奨をはじめとする様々な対策を講じております。しかしながら、受診率の実績は平成29年度で39.9%、平成30年度で38.3%、令和元年度で39.4%と、ほぼ横ばいで推移しており、受診率の向上には至っていない現状です。

そこで、今年度からの新たな対策として、受診者の経済的負担に着目し、近隣市町村における自己負担金の価格設定状況を調査した上で、集団健診の自己負担金を1,800円から1,000円とし、800円引き下げることにいたしました。受診者の負担を減らすことで、健診の受診勧奨がしやすくなり、健診を受ける意欲向上を図れると考えております。

しかし、コロナ禍の影響により、今年度は5月の集団健診を中止し、7月、9月、11月の集団健診も感染防止のため、1日当たりの実施人数を260人から半分以下の120人に減らしての実施となっております。このため、7月の受診率は前年度の5.55%から2.91%に減少し、今年度全体の受診率も前年度に比べて大幅に低下する状況となっております。

平時であれば、値下げを行った今年度から受診率の向上が期待できるところでしたが、コロナ禍の影響により自己負担金の値下げによる効果につきましては判定ができません。コロナウイルス感染症収束後に改めて検証していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 今年度はコロナ禍の影響で健診が実施できない状況があったと、効果の判定はできないとの答弁をいただきました。今回、こういうことになってしまったので、しようがないと思うのですけれども、健診の受診率向上のために、今までどのような対策を行い、また健診結果に基づく保健指導をどのように行ってきたのかをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 特定健診の受診率向上対策は、対象者全員への個別通知、未受診者への受診勧奨案内の送付、横断歩道橋等への横断幕や区民会館へののぼり旗設置による啓発を継続して行っております。

集団検診では、平成28年度から電話による予約受付を開始し、令和元年度からはインターネット上での予約を導入いたしました。また、平成29年度から健康づくりのインセンティブ事業である健康チャレンジに、特定健診受診をポイント付与のメニューとして追加しています。本年度から自己負担金を1,800円を1,000円に値下げしたところです。

個別医療機関健診は、平成26年度から自己負担金を1,600円から500円に引き下げ、ワンコイン健診を実施しています。また、委託契約を締結した医療機関のみでの実施としていましたが、平成29年度からは委託以外の医療機関で健診を受けた方について、助成を開始し

ております。さらに今年度は、感染予防策により集団健診実施人数を削減したため、集団健診を利用できなかった方について、医療機関での振替受診を御案内する予定となっています。

健診結果による保健指導については、専門職による個別相談、運動教室、栄養教室を実施し、参加者は行動や検査結果において一定の効果が認められています。保健指導実施率は平成28年度が47.9%、平成29年度が47.4%、平成30年度が45%で減少傾向にあるため、今年度から健診当日に結果が把握できる対象者について、専門職による初回面談を実施し、保健指導への参加を促すなど、早期の介入と実施率の向上を図っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 今まで実施してきた受診率向上対策や保健指導を踏まえて、今後の目標や具体的な施策をお聞きいたします。

牛久市国民健康保険保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画ですね。特定健康診査等実施計画に基づき実施し、さらに保健、医療、介護の連携体制を図っていくとのことですが、きめ細やかに未受診者対策や保健指導をさらに効果的に行っていただきたいと思います。

そのためには、マンパワーが必要と考えます。コロナ禍の中では、市民の健康を守るためだけでなく、介護や生活保護など福祉の施策も重要と考えます。そこで、次に健康づくりや予防、福祉に関わる職員体制についてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 特定健診は、第3期特定健康診査等実施計画により、受診率や保健指導実施率等の指標と目標値を示しており、平成30年度から令和5年度までの6年間にわたる計画となっています。特定健診受診率の目標は、今年度が48%、令和5年度で60%が目標となっています。また、保健指導実施率は令和5年度の最終目標値を60%としています。しかし、計画初年度の平成30年度では、受診率目標値42%に対し、実績は38.3%、保健指導実施率の目標値60%に対して、実績が45%となっております。

また、牛久市国民健康保険保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画では、医療費の適正化を考慮した上で、より効果的、効率的な保健事業の実施を目的に国保データベースシステムから得られる特定健診の結果等の健康情報とレセプト等の医療情報、さらに介護情報までも活用し、個人のみならず、地域の特性を踏まえた多角的な分析を行うこととなっております。

今後の施策といたしましては、75歳以上の後期高齢者の増加、医療費負担の増大に対応するため、後期高齢者の特性を踏まえ、専従の医療専門職を配置し、各関係部門の連携も強化した上で、生活習慣病の重症化予防や心身機能の維持を図ることが重要となっています。

生涯にわたる適切な保健事業の展開を目的とした保健事業と介護予防の一体的な実施の推進が求められており、市といたしましては、必要人員の確保などの体制を整えた上で、令和4年

度からの本格的実施を目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 市役所の各セクションの窓口は、市民サービスの大変重要な位置を占めております。特に生活保護や障害者関連の相談、介護申請、独り親家庭や保育園入所の様々な相談など、保健福祉部の業務については、ほかの業務と比べ市民生活に深く密着し、また生活弱者と言われる方々への対応が多く求められる部署であります。しかしながら、牛久市と同じような規模の他市町村と比べ、市職員数は格段に少ないと聞き及んでおり、十分な福祉サービスの展開が可能な体制となっているのかが心配されるところであります。

そこで、まず牛久市を含めた近隣の龍ケ崎市や取手市、守谷市など人口5万人から10万人程度の自治体の生活保護、障害者関係、介護サービス、家庭児童相談関連、保育園など業務ごとの職員数の比較について伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 近隣類似団体との職員数の比較につきましては、まず生活保護担当が、牛久市は13名に対し、龍ケ崎市19名、取手市21名、守谷市8名となっております。障害者担当が、牛久市は13名に対し、龍ケ崎市16名、取手市13名、守谷市8名となっております。介護高齢福祉担当が、牛久市は13名に対し、龍ケ崎市28名、取手市19名、守谷市19名。家庭児童相談担当が、牛久市は4名に対し、龍ケ崎市4名、取手市5名、守谷市7名。保育園担当が、牛久市は11名に対し、龍ケ崎市8名、取手市13名、守谷市18名となっております。

各市により外部委託の状況や保育園などの施設の数に違いがあるため、押しなべて比較することは難しいところがありますが、人数比較においては少ない状況となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 福祉部門における業務量とそれに見合った職員の適正な配置、充足の状況については、今後ますます複雑多様化する保健福祉業務の中で、様々な課題があると理解します。今後、市民生活に密着した福祉サービスのさらなる推進に向け、職員の人数の視点から、今後の対策を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 業務の多様化、相談件数の増加とともに、業務量に見合った適切な職員配置と業務体制について、より一層の効果的な業務運営を推進するとともに、改善が必要と考えております。特に生活保護、障害福祉などの事業に関しては、龍ケ崎市や取手市が社会福祉課以外に生活支援課や障害福祉課など2課体制で、また介護高齢福祉事業に関して

も、龍ヶ崎市や守谷市が介護保険課と健幸長寿課の2課体制で業務を行っております。各市ごとに違いはありますが、今後の業務を見据え、必要な職員数の確保と業務体制の改善が急務と考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） ただいま保健福祉部門の職員数などの詳細をお伺いいたしましたが、保健福祉部の最近の業務は本当に大変だと思います。今までなかったコロナ対応などで、たくさん業務が増えていると思いますので、本当に1人の仕事量が多いのではないかと推察いたします。応援を呼ぶにも、他の課の人員も少ないというお話も聞いておりますし、今年いっぱい退職される方も多いと存じます。

現在の全体の職員数と今後の想定についてをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） お答え申し上げます。

当市の常勤職員数は令和2年4月1日現在で、再任用職員を含め388名となっており、同規模の自治体と比較しますと少ない職員数となっております。また、職員の退職者数は今年度がピークであり、平成29年度から計画的な職員採用に努めてまいりましたが、予定した職員数の採用には至っていないのが現状となります。

今後も組織全体としての適正な配置、職員数を見極めた上で職員を配置するとともに、必要となる職員の増員を図ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 次に、3密対策について質問させていただきます。

市役所でも入り口やカウンターへの消毒薬配備や飛沫感染防止カーテンなどは設置されていますが、様々な施策を行う主体である市役所が機能を発揮していくためには、市役所自体が感染症に強い職場であることが必要ではないかと思えます。既に県内の幾つかの市役所でも感染者が出ており、万が一クラスターが発生した場合には、市民への影響は大きいと言わざるを得ません。

牛久市役所ではどのフロアも手狭のように見受けられます。特に障害のある方や高齢者、子育て世代の利用が多い福祉部門が集中する庁舎の1階などは特に密集しており、職員の方の机の配置だけで密な状態であります。

感染症対策として、密接、密集、密閉の3密を避けることが求められますが、市役所での3密対策はどのように行われているのか、3密対策をどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 市役所庁舎における3密対策についてお答えします。

牛久市では、緊急事態宣言解除後の職域における感染症予防対策として、従来のマスク着用や昼食休憩用の会議室開放などに加えて、手指消毒薬及び消毒物品の追加配置、毎時2回以上の換気励行、執務机間にカウンターと同様の飛沫防止カーテンを設置することなどを決定し、3密回避及び感染拡大防止に取り組んでいます。

長田議員の御指摘のとおり、県内においてもクラスター発生はないものの、複数の自治体で感染者が出ており、一時的に閉庁のやむなきに至った事例もあり、危機感を強めているところ です。

このような中、職員からの感染者発生が市民生活に大きく影響することのないよう、行政機能を維持していくため、3密回避は重要であり、執務室の密集が解消できなくても、距離を空けることに代わる飛沫飛散防止の工夫をするなど、感染防止と感染拡大の防止に可能な限りの努力を行う責任があると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） コロナ感染症拡大防止対策として全国でリモートワークを取り入れるところが増えておりますが、市としてはどのように行っているか、市の現状について伺います。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 牛久市のコンピューターネットワークは、外部からアクセスできない仕様で構築されており、いわゆるリモートワークは現状においては導入していません。リモートワークは、他人との接触機会の減少、執務室密度低下によって感染症拡大を抑える有力な方法ですが、セキュリティ対策や個人情報の扱いなどの問題もあり、牛久市では現在適切な導入方法についての検討を行っている段階です。

このような状況を踏まえ、今回の緊急事態宣言期間における牛久市の執務室密集度合いの低下策としては、庁舎会議室、保健センター及び生涯学習センターなどを利用した分散勤務や在宅勤務等を実施したところ です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 個人情報を外部に持ち出せない観点から、代替として分散勤務を行っているとの答弁をいただきました。それでは、分散勤務の現状の詳細をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 今回行った分散勤務は、主に庁舎会議室、分庁舎会議室、保健センター、中央及び奥野生涯学習センターなど、会議や事業が中止になった施設を中心に、4月15日から6月12日の間実施しました。それぞれの場所において、臨時にネットワークケーブルと電源ケーブルを敷設し、職員同士の距離を空けた場所に会議室テーブルを設置した上、職員それぞれが通常執務で用いているパソコンや資料を持ち込んで行い、庁舎会

議室の場合で1日当たりおよそ25人程度、保健センターで50人程度、中央及び奥野生涯学習センターで6人程度が執務しました。スペースや設備の関係上、分散の対象にできなかった課もありますが、緊急事態宣言下の一時的な措置として、できる限りのことを行った次第です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） ただいまの答弁を聞かせていただきまして、事務室とカウンターの3密対策として、それだけで大丈夫なのかなというのが率直な感想です。リモートワークもできない、分散勤務も利用を中止した空き施設頼みという環境で、ある程度の3密対策ができているとは、ちょっと思えないと思います。

同僚議員の質問の中でもありますように、手続や業務のデジタル化や出張所を活用した業務の分散などにも早急に力を入れるべきであると思いますけれども、本庁舎でしかできない業務があることもこの中で分かりました。そして、やはり相談事など、そういうのは本庁舎に市民の皆様、来ると思います。庁舎の1階フロアに来庁する市民は、付添いの方が一緒だったり、子供連れで来られる方が多かったりと密になる状況が想定され、利用者にも職員にも十分な対策を取るためには、庁舎増設などの思い切った対策が必要になってきているのではないのでしょうか。

また、コロナ感染拡大の前から、市民の方より、保健福祉部に相談に行った際のプライバシーが守られておらず、話しぶらいとの声も入ってきておりました。全国的に財政の厳しい中、牛久市も例外ではなく、市役所庁舎の増設や職員の増員には難色を示される市民の方も多いと思います。私も今まで行政改革に力を入れているところでありましたが、このような予期せぬ感染症とともに生活していく時代になると、新たに生まれた必要不可欠なものも出てきます。

一方、新型コロナウイルスとの闘いは、長期化しているとはいえ、社会全体の感染症対策の高まりと、ワクチンや治療薬の開発が効果を発揮して、一気に収束に向かう可能性もないわけではありません。そのようなときに、無用の長物、無駄な投資になることのない、合理的でかつ抜本的な対応が必要になってきたのだと思いますが、どのように考えているかお考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 長田議員御指摘のとおり、牛久市においては密になる状態でございました。市民には密になるなど指導しながら、仕事は密になる状況において、様々な相談室の状況、そして以前から私も認識しておりまして、このような労働環境整備の中で現在のスペースは十分でない、先ほどのような感染症の対策を行ったところです。

また、1階以外でもフロアの余裕のある状態ではないこと。それから、福祉関係の窓口や玄

関からの容易なアクセスが求められることから、庁舎内の配置替えによる解決も困難と言えます。

参考として、庁舎の面積においての他市町村の状況を見ますと、詳細な条件は分かれますが、おおむね庁舎で勤務する職員1人当たり25平方メートルから30平方メートル程度の事例が多く、現在牛久市の場合は15平方メートル程度ですから、1階の福祉関係だけが問題なわけではありません。

現在の庁舎は、昭和49年に牛久町役場庁舎として竣工した建物であり、当時の牛久町の人口は2万4,000人、平成12年に2度目の分庁舎を整備した頃には人口約7万3,000人に増え、さらに平成14年に既存の倉庫兼駐車場を改造し、第3分庁舎として整備するなどして、人口約8万5,000人に至った牛久市の増加した行政需要に対応していましたが、建物自体の老朽化、廊下や隣室への気になる音の漏れ、執務室、相談室、会議室、議会の皆さんのためのスペースの不足など問題があることは否めません。これらの問題の抜本的な対策としては、追加的なスペースの確保が重要であり、来庁者の利便と執務環境整備に、新たに発生した感染症対策への対応も折り込んだ検討が必要と考えております。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） ただいま市長の答弁から、新型コロナ抜きでも役所の狭さ、そして人員不足ははっきりしているということが分かりました。行政は市民の健康と命を守る責務があります。その中で、牛久市は全国的に見ても、職員1人当たりの仕事量がトップクラスであると言えるのではないのでしょうか。これはもちろん大きく評価するところではありますが、ウイズコロナ時代に突入した今、何が突然起こるか分かりません。職員の方々が疲弊し切っている状態では、住民サービスのスピードも減速してしまうおそれがあるのではないのでしょうか。また、市民が安心して来庁できない庁舎の造りにも問題があります。昭和49年に造られた、そしてそのときの人口と、今の牛久市の人口は全く違うので、それをそのまま使っているということが、そもそも問題があると思います。

最後に、これらの課題に対する総括を再度市長に分かりやすくお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市では、職員を今年は約30人程度、今まで20人程度と増やしてございますけれども、これからも業務のことによって、もう少し職員が欲しいというのが偽らざる気持ちでございました。その中でもこのような場所の狭さ、これは本当にこういうコロナばかりじゃなくて、いろんな状況の災害時になったときにどうするんだろうということで、私も数年前から考えておりました。庁舎後ろの分庁舎も老朽化いたしております。この2つを

一緒に解決することはどうかと私は思っております。庁舎1階も問題あると考えていたこともあり、今回の新型コロナウイルス感染症の下、難しい課題があると思いますが、総合的に考えなくては、もうその先に送ることができない課題だと私は思っております。この課題をどのように解決するか、皆さんのいろんな御意見を扱いながら、そしてこの庁舎の在り方、市の行政、またこういう設備の環境についても考える必要があるのかと考えております。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） これからの時代に向け、市役所の環境づくりは大変重要になってきております。待ったなしの状態だと思っておりますので、早期の対応を願いたいと思っております。

次に、市内公立学校のコロナ感染防止策と熱中症対策について質問いたします。学校生活においても、コロナウイルス感染防止策が講じられていることと思っております。休校による影響で夏休みが短縮となり、とても気温の高い時期の登校となったこと。また、マスクの着用や頻繁な換気などでより熱中症の危険が高まり、今まで以上に慎重な対策が必要となりました。公立学校では、コロナ対策をしながらの熱中症対策をどのように行ってきたかお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 小中学校・義務教育学校の臨時休業の影響で、今年度は夏休みを短縮し授業を行うこととなりました。子供たちに、夏の最盛期の8月の登校をさせるに当たり、熱中症対策として各校では様々な工夫を行っています。

まず、第一に、水分補給をきちんと行うため、各自に水筒の持参を促した上で、授業中でも水分補給を認めたり、給水タイムを設けたりしています。感染拡大防止のため、蛇口に口をつけて水を飲むことはしないよう指導しています。水筒の水がなくなったら、水道水を補充するか、予備のペットボトルの持参を可能としています。登下校中も必要に応じて周囲の安全を確認し、立ち止まって水分補給をしながら登校するよう指導しています。また、暑い日の登下校ではマスクを外し、おしゃべりを控えて登下校するよう指導しています。そのほかの工夫として、保護者に冷感タオルの使用を推奨したり、通学路の状況が安全と考えられる学校では、日傘の使用を認めているところもあります。

各校工夫を凝らし、考えられる限りの対策を講じながら、猛暑を乗り越えようと努力しております。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 熱中症対策として水分補給は大変重要であります。水筒を飲み切ってしまうケースも多いと思います。中学生になると部活などもありますので、夕方まではもないという声も非常に多く耳にいたします。

先ほどの答弁の中にあつた予備のペットボトルを持参してもいいというのは、全ての学校が

許可されているわけではなかったと思うのです。先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、そういった命に関わることだったり、いろんなことが学校単位というのも、ちょっとおかしいのではないかと思います。やはりそれは市のほうから、教育委員会のほうからも、全ての学校に同じように許可をするように促していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、水道水を蛇口から飲むことは、コロナ対策として推奨できない今、近隣市町村の学校では、飲料水の自動販売機を全校に設置し、1日1人500ミリリットルまでのペットボトルを無料で提供するなどの熱中症対策を行っているところもありますが、牛久市としては今後どのような対策を行っていくかお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 水筒が空になったときのために、学校へペットボトルを持参することについては、半数以上の学校で認めており、そうでない場合も大きな水筒の持参を認めている状況です。

長田議員御指摘のとおり、熱中症を防ぐためには、まずは水分補給がとても大切になってまいります。ペットボトル持参や大型水筒の持参、それから給水タイムや授業中の水分補給など様々な工夫をしながら、熱中症予防を行うよう各校に通知いたしました。

学校によっては、製氷機が配置されているところもありますが、この製氷機で作れる氷の量には限りがございます。主としてけがをした場合の患部を冷やすために使っているというのが現状でございます。製氷機の必要性や有効性について、今後検討してまいりたいと考えております。

また、教室等のエアコンについても、実は更新の時期を迎えたものが多数ございまして、計画的な更新を行ってまいりたいと考えております。

最後に、学校現場においては、熱中症アラートの発令など気象情報に注意し、臨機応変な対応をすることで子供たちを熱中症から守ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） 新しい生活様式となり、今後はウイルスとともに生活していく時代となりました。今年もとても暑かったですけれども、来年も再来年も同じように対応していく必要がありますし、年々気温も高くなってきております。大きい水筒の許可をしているということですが、低学年の子たちなんかはランドセル背負って、2リットルの水筒を持っていくというのは本当に大変だし、危険だと思うのですよね。自動販売機設置はたくさんのお金がかかりますし、そうしてあげたくてもできない現状もあると思います。しかし、ウォーターサ

ーバーとか、製氷機もちろんそうですけれども、ウォーターサーバーなんかでしたら、飲まない子は飲まないし、そんなに予算的にも、1人500ミリリットル配るよりは安く済むと思います。今年はもう夏も終わりになってきますので、今からの対応は難しいと思うのですが、来年も再来年もありますので、市長に来年、再来年、そういうことも考えていくなどありましたら、ちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今年の夏はコロナ、そして熱中症も非常に重要な課題となります。ただ、どうなのでしょう、自動販売機はちょっと無理かな。予算的にもえらい金額になってしまうので。ただ、大きいペットボトルを下げてるというのもちょっとかわいそうな気がします。でも、そういう中で、小さいペットボトルでも水道水を入れて、水道水は世界一日本は安心だという話を聞いておりますので、それを信じて、そういうことの水道水、そしてその中にやっぱり夏ですから、やっぱり冷たいほうがいいのか。そうしたら、製氷機があってもいいのかなと。現在、牛久市の小中学校でもPTAの保護者から寄附されたとか、そういう製氷機もあるという話を聞いています。部活に使ったり、またいざというときに体を冷やしたり、製氷機というのは非常に使い勝手がいいものでございまして、それなどもこれから教育委員会と考える必要があるのかなということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 長田麻美君。

○4番（長田麻美君） ありがとうございます。では、まずは製氷機を全学校に、ぜひとも整備していただきたいなと思います。

今後も市民の健康、そして命を守るために、様々な対応をしていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で、4番長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時12分延会